【介護老人保健施設・(介護予防) 短期入所療養介護】

令和6年度(2024年度)介護報酬改定等説明資料

1 4	合和6年度	(2024年度)介護報酬改定の概要	(案)
-----	-------	---------	------------	-----

- 介護老人保健施設・・・・・・・・・・・・・・・1~26
- ・(介護予防) 短期入所療養介護・・・・・・27~37
- 2 介護報酬の算定構造(案)
 - ・令和6年(2024年)4月改定・・・・・38~44
 - ・令和6年(2024年)6月改定・・・・・45~51
- 3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (案)
 - ・令和6年(2024年) 4月改定 ・・・・・52~55
 - ・ 令和6年(2024年)6月改定・・・・・55~59

≪はじめに≫

- 資料は、令和6年(2024年) 1月22日に開催された「第239回 社会保障審議会介護 給付費分科会」の資料のうち各サービスに関係するページを抜粋しています。なお、「1 令和6 年度(2024年度)介護報酬改定の概要(案)」の各改定事項概要欄の上部に対象サービスが記載(介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★が付記)されています。
- 〇 令和6年度(2024年度)介護報酬改定等の内容は、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されます。正式な省令・告示・通知等は、以下のホームページに掲載します。また、新たにQ&A等が発出された場合も同じく掲載しますので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP >県政情報>健康・福祉・子育て

>高齢者・障がい者・介護>高齢者支援課>介護報酬改定 ※熊本県HP http://www.pref.kumamoto.jp/

熊本市HP >分類から探す>しごと・産業・事業者向け

>届出・証明・法令・規制>介護・福祉>介護報酬改定

※熊本市HP http://www.city.kumamoto.jp/

令和6年(2024年)3月 熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課 熊本市健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課

改定事項

- 介護老人保健施設 基本報酬
- ① ○1(3)⑱所定疾患施設療養費の見直し
- ② ○1(3)⑭協力医療機関との連携体制の構築
- ③ ○1(3)⑩協力医療機関との定期的な会議の実施
- ④ ○1(3)④入院時等の医療機関への情報提供
- ⑤ ○1(3)②介護老人保健施設における医療機関からの患者受入れの促進
- ⑥ ○1(4)⑦介護老人保健施設におけるターミナルケア加算の見直し
- ⑦ ○1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ⑧ ○1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ⑨ ○1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ⑩ ○1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑪ ○1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ② 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ③ 〇1(7)⑥介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算の見 直し

8. (2)介護老人保健施設②

改定事項

- ④ 2(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的 取組の推進
- ⑤ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ⑩ ○2(1)⑬介護老人保健施設における短期集中リハビリテーション実施加算の見直し
- ⑪ ○2(1)⑱介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑱ ○2(1)㉑退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- ⑲ ○2(1)㉑再入所時栄養連携加算の対象の見直し
- ② 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ②1 2(2)④介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進
- ② ○2(2)⑤かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し
- ② ○2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ②4 (3)②自立支援促進加算の見直し
- **② 2 (3)④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し**
- **②6** 2 (3)⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し

219

改定事項

- ○3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベース **(27)** アップ等支援加算の一本化
- ○3(2)①テレワークの取扱い (28)
- **(29)** ○3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方 策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ○3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進 **30**
- ○3(2)⑤介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間にお (31) ける人員配置基準の緩和
- **32** ○3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ○3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化 (33)
- ○4(2)④認知症情報提供加算の廃止 (34)
- ○4(2)⑤地域連携診療計画情報提供加算の廃止

介護老人保健施設 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1日あたり			
		<現行>		
○介護保健施設	サービス費(I)(iii)(多床室)(基本型)			
	要介護 1	788単位	793単位	
	要介護 2	836単位	843単位	
	要介護 3	898単位	908単位	
	要介護 4	949単位	961単位	
	要介護 5	1,003単位	1,012単位	
○介護保健施設	[サービス費(l)(iv)(多床室)(在宅強化	型)		
	要介護 1	836単位	871単位	
	要介護 2	910単位	947単位	
	要介護 3	974単位	1,014単位	
	要介護 4	1,030単位	1,072単位	
	要介護 5	1,085単位	1,125単位	
│ ○ユニット型介	護保健施設サービス費()(i)(ユニッ			
	要介護 1	796単位	802単位	
	要介護 2	841単位	848単位	
	要介護 3	903単位	913単位	
	要介護 4	956単位	968単位	
	要介護 5	1,009単位	1,018単位	
┃ ○ユニット型介	護保健施設サービス費(I)(ii)(ユニッ		•	
	要介護 1	841単位	876単位	
	要介護 2	915単位	952単位	
	要介護 3	978単位	1,018単位	
	要介護 4	1,035単位	1,077単位	
	要介護 5	1,090単位	1,130単位	
		2		

1. (3) 18 所定疾患施設療養費の見直し

概要

【介護老人保健施設】

○ 介護老人保健施設の入所者に適切な医療を提供する観点から、介護老人保健施設における疾患の発症・治療状況 を踏まえ、対象に慢性心不全が増悪した場合を追加する。【告示改正】

単位数

<現行>

所定疾患施設療養費(Ⅰ) 239単位/日 所定疾患施設療養費(Ⅱ) 480単位/日



<改定後> 変更なし 変更なし

算定要件等

- 肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、<mark>慢性心不全の増悪</mark>のいずれかに該当する入所者に対し、投薬、検査、 注射、処置等を行った場合に所定単位数を算定する。
- <所定疾患施設療養費(I)>
- 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
- 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、 検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- <所定疾患施設療養費(Ⅱ)>
- 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載して いること。
- 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、 検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

1. (3) ⑲ 協力医療機関との連携体制の構築

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を 行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を 構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 以下の要件を満たす協力医療機関(③については病院に限る。)を定めることを義務付ける(複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。)。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させる ことができるように努めることとする。

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅 医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行 う。【省令改正】
 - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
 - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

. 32

:3

1. (3) ⑳ 協力医療機関との定期的な会議の実施

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実 効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者(以下「入所者等」という。)の現病歴等の情報共有を 行う会議を定期的に開催することを評価する新たな加算を創設する。
- また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行う よう見直しを行う。【告示改正】

単位数

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>

<改定後>

なし

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1) 右記の①~③の要件を満たす場合 100単位/月(令和6年度) 50単位/月(令和7年度~) (新設)

(2) それ以外の場合 5 単位/月 (新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

<現行>

< 改定後 >

医療機関連携加算 80単位/月 **協力**医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月(変更) (2)それ以外の場合

40単位/月 (変更)

【認知症対応型共同生活介護】

<現行> なし

<改定後>

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月 (新設)

(2)それ以外の場合

40単位/月 (新設)

(協力医療機関の要件)

- 入所者等の病状が急変した場合等 において、医師又は看護職員が相談 対応を行う体制を常時確保している
- ② 高齢者施設等からの診療の求めが あった場合において、診療を行う体 制を常時確保していること。
- 入所者等の病状が急変した場合等 において、入院を要すると認められ た入所者等の入院を原則として受け 入れる体制を確保していること。

算定要件等

○ 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 (新設)

1. (3) ② 入院時等の医療機関への情報提供

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人保健施設及び介護医療院について、入所者の入院時に、施設等が把握している生活状況等の情報提供を更に促進する観点から、 退所時情報提供加算について、入所者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点や認知機能等にかかる情報を提供した場合について、 新たに評価する区分を設ける。また、入所者が居宅に退所した際に、退所後の主治医に診療情報を情報提供することを評価する現行相当 の加算区分についても、医療機関への退所の場合と同様に、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを算定要件に加える。
- また、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護について、入所者または入居者(以下「入所者等」 という。)が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する新たな加算を創設する。 【告示改正】

単位数

【介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>

<改定後>

退所時情報提供加算 500単位/回

退所時情報提供加算(Ⅰ) 500単位/回

退所時情報提供加算(Ⅱ) 250単位/回(新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護】

<現行>

なし

<改定後>

退所時情報提供加算 250単位/回(介護老人福祉施設) (新設)

退居時情報提供加算 250単位/回(特定施設、認知症対応型共同生活介護)

算定要件等

入所者が居宅へ退所した場合(変更) 【介護老人保健施設、介護医療院】<退所時情報提供加算(Ⅰ)>

○ 居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報 生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

【介護老人保健施設、介護医療院】<退所時情報提供加算(Ⅱ)><mark> 入所者等が<mark>医療機関</mark>へ退所した場合<mark>(新設)</mark></mark>

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★ 、介護老人福祉施設、地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護】<退所時情報提供加算、退居時情報提供加算>

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の 心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

1. (3) ② 介護老人保健施設における医療機関からの患者受入れの促進

概要

【介護老人保健施設】

○ 入院による要介護者のADLの低下等を防ぐ観点から、特に急性期の医療機関から介護老人保健施設への受入れを 促進するため、介護老人保健施設における初期加算について、地域医療情報連携ネットワーク等のシステムや、急 性期病床を持つ医療機関の入退院支援部門を通して、当該施設の空床情報の定期的な情報共有等を行うとともに、 入院日から一定期間内に医療機関を退院した者を受け入れた場合について評価する区分を新たに設ける。 【告示改正】

単位数

<現行>

初期加算 30単位/日



<改定後>

初期加算(Ⅰ) 60単位/日 (新設) 初期加算 (**Ⅱ**) 30単位/日

算定要件等

<初期加算(I) > (新設)

- 次に掲げる基準のいずれかに適合する介護老人保健施設において、急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した者について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、初期加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。
 - ・ 当該介護老人保健施設の空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関に定期 的に情報を共有していること。
 - ・ 当該介護老人保健施設の空床情報について、当該介護老人保健施設のウェブサイトに定期的に公表するととも に、急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に情報共有を行っていること。

<初期加算(Ⅱ)>

○ 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算(Ⅱ)として、1日につき所定単位数を加算する。 ただし、初期加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

1. (4) ⑦ 介護老人保健施設におけるターミナルケア加算の見直し

概要

【介護老人保健施設】

○ 介護老人保健施設における看取りへの対応を充実する観点や在宅復帰・在宅療養支援を行う施設における看取り への対応を適切に評価する観点から、ターミナルケア加算について、死亡日以前31日以上45日以下の区分の評価を 見直し、死亡日の前日及び前々日並びに死亡日の区分への重点化を図る。【告示改正】

単位数

<現行>

死亡日45日前~31日前 80単位/日 死亡日30日前~4日前 160単位/日 死亡日前々日、前日 820単位/日 死亡日 1,650単位/日

<改定後>

死亡日45日前~31日前 <u>72</u>単位/日(変更) 変更なし

死亡日前々日、前日 <u>910</u>単位/日 (変更) 死亡日 <u>1,900</u>単位/日 (変更)

80単位/日→72単位/日

死亡日 以前45日 160単位/日

死亡日 以前30日

1,900単位/日 1,650単位/日 910単位/日 820単位/日 死亡日 以前4日

算定要件等

- 以下のいずれにも適合している入所者であること。(現行通り)
 - 1 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
 - 2 入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること (※)。
 - 3 医師、看護師、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
 - ※1 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
 - ※2 計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケア優方針決定に対する支援に努めること。

37

1. (5) ① 高齢者施設等における感染症対応力の向上

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を 行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。
 - ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関(協定締結医療機関)との連携体制を構築していること。
 - イ 上記以外の一般的な感染症 (※) について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症を含む。
 - ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や 指導を受けること。
- また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位/月 (新設) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5 単位/月 (新設)

算定要件等

<高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)>(新設)

- 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機 関等と連携し適切に対応していること。
- 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

<高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)>(新設)

○ 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等 に係る実地指導を受けていること。

1. (5)② 施設内療養を行う高齢者施設等への対応

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。
- 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する仕組みとする。【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

新興感染症等施設療養費 240単位/日 (新設)

算定要件等

- 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。
 - ※ 現時点において指定されている感染症はない。

6

1. (5)③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、 介護老人福祉施設、地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診 療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新 興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の 対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】

47

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 1. (5) (4)

概要

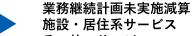
【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

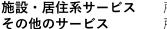
感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務 継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策 定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行> なし

<改定後>





所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算(新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、 各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所 定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合(新設)
 - 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っ ている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、 居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、 減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し 支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表 システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、 県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所につ いても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>



なし

- **高齢者虐待防止措置未実施減算** - 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算<mark>(新設)</mark>

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 (新設)
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

○ 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を 周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、 指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の 事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体 制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

50

1. (7) ⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの 認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進

概要

【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時から の取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

認知症チームケア推進加算(┃) 150単位/月(新設) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)120単位/月(新設)

※認知症専門ケア加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合においては、算定不可。

算定要件等

<認知症チームケア推進加算(**|**) > (新設)

- (1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする 認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。
- (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。) に資する認知症介護の指導に係 る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資する ケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理 症状に対応するチームを組んでいること。
- (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症 の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。
- (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症 の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

<認知症チームケア推進加算 (Ⅱ) > (新設)

- ・ (Ⅰ) の (1) 、 (3) 及び (4) に掲げる基準に適合すること。
- ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、か つ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

1.(7)⑥介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

概要

【介護老人保健施設】

- 認知症を有する入所者の居宅における生活環境に対応したサービス提供を推進する観点から、現行の認知症短期 集中リハビリテーション実施加算について、当該入所者の居宅を訪問し生活環境を把握することを評価する新たな 区分を設ける。
- その際、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。 【告示改正】

単位数

<改定後>

認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/日 **認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)** 240単位/日 (新設) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II) 120単位/日(変更)

※1週に3日を限度として算定。算定期間は入所後3月以内。

算定要件等

<認知症短期集中リハビリテーション実施加算(l) >(新設)

- 次に掲げる基準に適合する介護老人保健施設において、1日につき所定単位数を加算する。
 - (1)リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
 - (2)リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適 切なものであること。
 - (3) 入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリ ハビリテーション計画を作成していること。
- <認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) > (現行と同じ)
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)の(1)及び(2)に該当するものであること。

2.(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、介護老人保健施設におけるリハビリテーションマネジメント計画書情報加算、介護医療院における理学療法、作業療法及び言語聴覚療法並びに介護老人福祉施設における個別機能訓練加算(Ⅱ)について、以下の要件を満たす場合について評価する新たな区分を設ける。【告示改正】
 - ア 口腔衛生管理加算 (Ⅱ) 及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
 - イ リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職 種の間で一体的に共有すること。その際、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用していること。
 - ウ 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直 しの内容について関係職種に対し共有していること。

単位数

【介護老人保健施設】

<現行>

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33単位/月

<改定後>

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) 53単位/月 <mark>(新設)</mark> リハビリテーションマネジメント計画書情報加算<u>(Ⅱ)</u>33単位/月

※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は併算定不可

【介護医療院】

<現行>

理学療法 注 6、作業療法 注 6、言語聴覚療法 注 4 33単位/月

<改定後>

理学療法 注 6、作業療法 注 6、言語聴覚療法 注 4 33単位/月

理学療法 注7、作業療法 注7、言語聴覚療法 注5 20単位/月(新設)

※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は併算定可

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

<現行>

個別機能訓練加算(I) 12単位/日個別機能訓練加算(II) 20単位/月

<改定後>

個別機能訓練加算(Ⅰ) 12単位/日(変更なし)

個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月(変更なし)

個別機能訓練加算 (Ⅲ) 20単位/月 (新設)

※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)は併算定可

-68

69

2.(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進②

算定要件等

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

【介護老人保健施設】<リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)>(新設)

【介護医療院】<理学療法 注7、作業療法 注7、言語聴覚療法 注5>(新設)

- 入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてリハビリテーション計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
 - ※上記は介護老人保健施設の場合。介護医療院については、理学療法 注 6 、作業療法 注 6 又は言語聴覚療法 注 4 を算定していること。
- 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント加算を算定していること。
- 入所者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
- 共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職 種間で共有していること。

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- <個別機能訓練加算(Ⅲ)>(新設)
- 個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。
- 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施の ために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有してい ること。
- 共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。

2.(1)③ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る 一体的計画書の見直し

概要

【通所介護、通所リハビリテーション★、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進する観点から、リハビリテーション・個別機能 訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書について、記載項目の整理するとともに、他の 様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直し。

70

2.(1)③介護老人保健施設における短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

概要

【介護老人保健施設】

- 短期集中リハビリテーション実施加算について、効果的なリハビリテーションを推進する観点から、以下の取組 を評価する新たな区分を設ける。
 - ア 原則として入所時及び月1回以上ADL等の評価を行った上で、必要に応じてリハビリテーション実施計画を見直していること。
 - イ アにおいて評価したADL等のデータについて、LIFEを用いて提出し、必要に応じて提出した情報を活用していること。
- また、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。 【告示改正】

単位数

<現行>

短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/日

<改定後>

短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) 258単位/日 (新設) 短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅱ) <u>200</u>単位/日 (変更)

※算定期間は入所後3月以内

算定要件等

- <短期集中リハビリテーション実施加算(|) > (新設)
- 入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。
- <短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) > (現行と同じ)
- 入所者に対して、医師等が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行っていること。

2.(1)18 介護保険施設における口腔衛生管理の強化

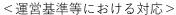
概要

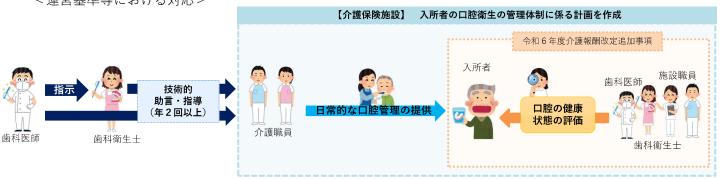
【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ 介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につ なげる観点から、事業者に利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付け る。【通知改正】

算定要件等

- 施設の従業者又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入所時及び入所後の定期的な口腔 の健康状態の評価を実施すること。
- 技術的助言及び指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行うこと。





2. (1) ② 退所者の栄養管理に関する情報連携の促進

概要

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

○ 介護保険施設から、居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目な く行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報 について、他の介護保険施設や医療機関等に提供することを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

退所時栄養情報連携加算 70単位/回(新設)

算定要件等

- ○対象者
 - ・厚生労働大臣が定める特別食*を必要とする入所者又は 低栄養状態にあると医師が判断した入所者
- ○主な算定要件
 - ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、 当該者の栄養管理に関する情報を提供する。
 - ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。

※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、肝質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)

介護保険施設A





栄養管理に関する情報

自宅 (在宅担当医療機関) 介護保険施設B





医療機関





介護支援専門員

2.(1)② 再入所時栄養連携加算の対象の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 、介護老人保健施設、介護医療院】

再入所時栄養連携加算について、栄養管理を必要とする利用者に切れ目なくサービスを提供する観点から、医療 機関から介護保険施設への再入所者であって特別食等を提供する必要がある利用者を算定対象に加える。 【告示改正】

算定要件等

○対象者

<現行>

二次入所において必要となる栄養管理が、 一次入所の際に必要としていた栄養管理 とは大きく異なる者。

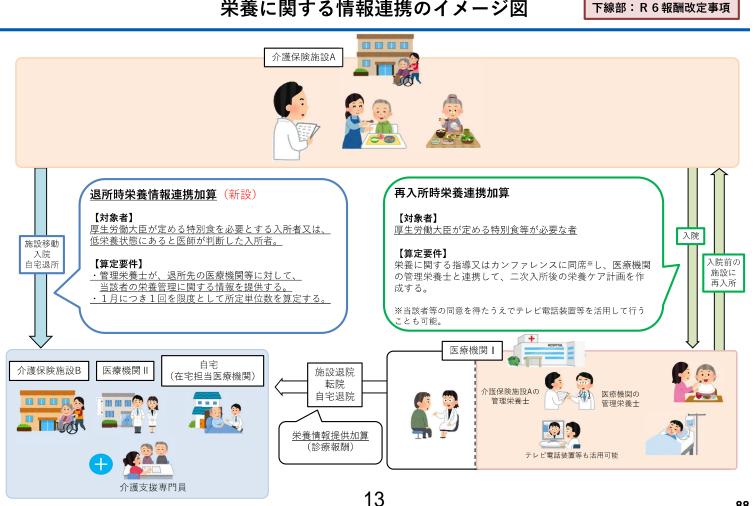


<改定後>

厚生労働大臣が定める特別食※等を必要とする者。

※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、 肝臓病食、糖尿病食、 胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食 (単なる流動食及び軟食を除く。)

栄養に関する情報連携のイメージ図



2.(2)③ ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 介護老人保健施設、介護医療院】

○ ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講する よう努めなければならないこととする。【省令改正】

92

2. (2) ④ 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進①

概要

【介護老人保健施設】

- 在宅復帰・在宅療養支援等評価指標及び要件について、介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能を更に推進する観点から、 指標の取得状況等も踏まえ、以下の見直しを行う。その際、6月の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

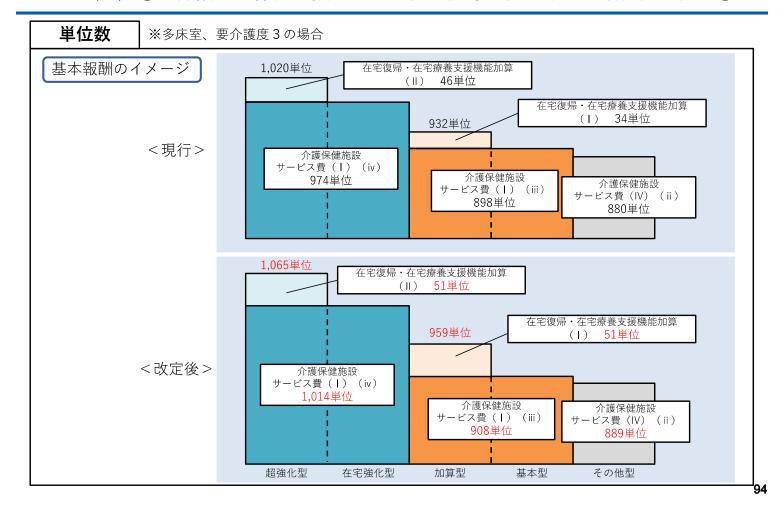
 - ア 入所前後訪問指導割合に係る指標について、それぞれの区分の基準を引き上げる。 イ 退所前後訪問指導割合に係る指標について、それぞれの区分の基準を引き上げる。 ウ 支援相談員の配置割合に係る指標について、支援相談員として社会福祉士を配置していることを評価する。
- また、基本報酬について、在宅復帰・在宅療養支援機能に係る指標の見直しを踏まえ、施設類型ごとに適切な水準に見直しを行うこ ととする。

算定要件等

※下線部が見直し箇所

在宅復帰・在宅療養支援等指標: 下記評価項目(①~⑩)について、項目に応じた値を足し合わせた値(最高値:90)							
			1		I		
①在宅復帰率	50%超 20		30%超 2	10	30	1%以下 0	
②ベッド回転率	10%以上 20		5%以上	10	Į į	5%未満 0	
③入所前後訪問指導割合	30%以上 10 <u>⇒35%以上</u>	<u> 10</u>	10%以上 5 <u>⇒15%</u>	6以上 5	10%未満	0 <u>⇒15%未満 0</u>	
④退所前後訪問指導割合	30%以上 10 <u>⇒35%以上</u>	<u>- 10</u>	10%以上 5 <u>⇒15%</u>	6以上 5	10%未満	0 <u>⇒15%未満 0</u>	
⑤居宅サービスの実施数	3サービス5		- ビス(訪問リハビリ -ションを含む) 3 2 t		ービス1	0、1サービス0	
⑥リハ専門職の配置割合	5 以上(PT, OT, STいず れも配置) 5		5以上 3	بَا 3	以上 2 3 未満 0		
⑦支援相談員の配置割合	3以上 5 <u>⇒3以上(社会福祉士の</u> <u>配置あり) 5</u>		(設定なし) <u>⇒3以上(社会福祉士の</u> 配置なし) <u>3</u>		3 ⇒2以上 1	2 未満 0	
⑧要介護4又は5の割合	50%以上 5	35%以上 3			35%未満 0		
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上 5		5%以上 3		5%未満 0		
⑩経管栄養の実施割合	10%以上 5	14 5%以上 3			Į	5%未満 0	
		7-	t				

2. (2) ④ 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進②



2. (2) ⑤ かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し①

概要 【介護老人保健施設】

- かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)について、施設におけるポリファーマシー解消の取組を推進する観点から、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合に加え、施設において薬剤を評価・調整した場合を評価する新たな区分を設ける。その上で、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合の区分を高く評価する。
- また、新たに以下の要件を設ける。 【告示改正、通知改正】
 - ア 処方を変更する際の留意事項を医師、薬剤師及び看護師等の多職種で共有し、処方変更に伴う病状の悪化や新 たな副作用の有無について、多職種で確認し、必要に応じて総合的に評価を行うこと。
 - イ 入所前に6種類以上の内服薬が処方されている方を対象とすること。
 - ウ 入所者やその家族に対して、処方変更に伴う注意事項の説明やポリファーマシーに関する一般的な注意の啓発 を行うこと。

単位数

<現行>

かかりつけ医連携薬剤調整加算(I) 100単位/回

かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 240単位/回 かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) 100単位/回 <改定後>

かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)<u>イ</u> <u>140</u>単位/回(<mark>変更)</mark> ・**かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ** 70単位/回(新設)

かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 240単位/回 かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) 100単位/回

※ 入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に加算

15

2. (2) ⑤ かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し②

算定要件等

かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ 140単位/回(一部変更) <<mark>入所前の主治医と連携して</mark>薬剤を評価・調整した場合>



① 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講すること。 能性があることについて主治の医師に説明し、合意していること。 の医師と入所者の主治の医師が共同し、入所中に当該処方の内容を 総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行

入所中に当該入所者の処方の内容に変更があった場合は医師、薬剤 <u>師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状</u>

· III III III (5) 入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は変更の経緯、変更 後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に当該入 所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載して いること。

かかりつけ医連携薬剤調整加算(I) ロ 70単位/回(新設) <施設において薬剤を評価・調整した場合>



かかりつけ医連携薬剤調整加算(|)イの要件①、 ⑤に掲げる基準のいずれにも適合していること。 入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者 <u>ついて、施設において、入所中に服用薬剤の総合的</u> な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行



かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 240単位/回

- かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) <u>イ又は口</u>を算定していること。
- 当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当 該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用して いること。

<服薬情報をLIFEに提出>

かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) 100単位/回 <退所時に、入所時と比べて1種類以上減薬>

- かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅱ) を算定していること
- 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた 内服薬の種類に比べて1種類以上減少していること。



※入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に加算(全加算区分共通)

2.(3)① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、 地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型 居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を 推進する観点から、以下の見直しを行う。
 - 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】
 - LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回|から「3月に1回|に見直す。 【通知改正】
 - ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

算定要件等

- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
 - <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
 - 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
 - ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

16

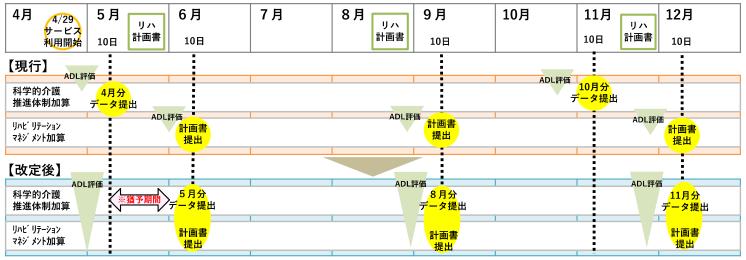
96

LIFEへのデータ提出頻度の見直し(イメージ)

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末より サービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下 で、提出期限を猶予する。

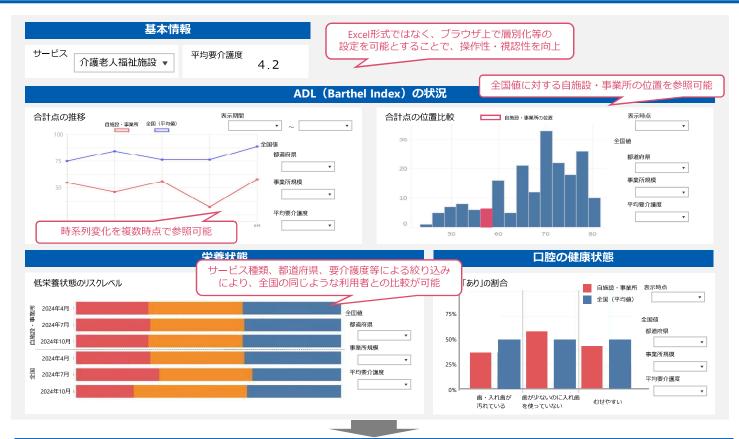
例:同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

- 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



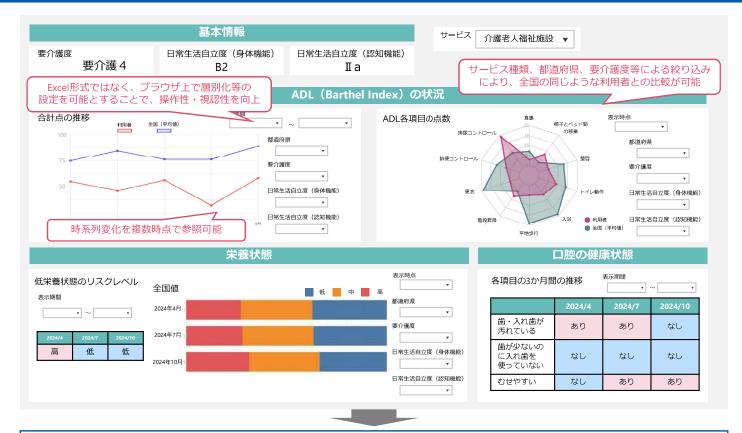
(※)一定の条件の下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこととする。

LIFEのフィードバック見直しイメージ(事業所フィードバック)



各施設・事業所において実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、 取組の効果や自施設・事業所の特徴の把握へ活用

LIFEのフィードバック見直しイメージ(利用者フィードバック)

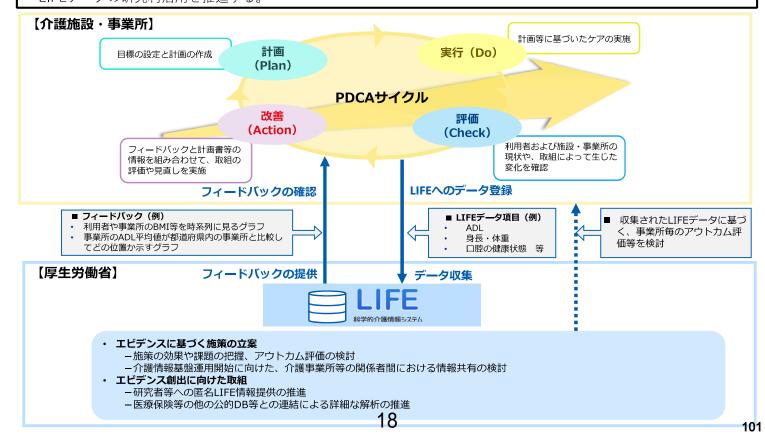


各利用者に対して実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、 取組の効果や利用者の特徴の把握へ活用

100

LIFEを活用した取組イメージ

○ 介護事業所においては、介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを推進する。LIFEで収集したデータも活用し、介護報酬制度を含めた施策の立案や介護DXの取組、アウトカム評価につながるエビデンス創出に向けたLIFEデータの研究利活用を推進する。



2.(3)② 自立支援促進加算の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 自立支援促進加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】
 - イ LIFE への初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。 【通知改正】
 - ウ 医師の医学的評価を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。【告示改正】
 - エ 本加算に沿った取組に対する評価を持続的に行うため、事務負担の軽減を行いつつ評価の適正化を行う。 【告示改正】

単位数

<現行>

自立支援促進加算 300単位/月



<改定後>

自立支援促進加算

280単位/月 (変更)

(介護老人保健施設は300単位/月)

算定要件等

- <u>医学的評価の頻度</u>について、支援計画の見直し及びデータ提出の頻度と合わせ、<u>少なくとも「3月に1回」</u>へ見直すことで、事務負担の軽減を行う。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
 - <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
 - ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する。
 - ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする。

102

2.(3) ④ アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し

概要

【看護小規模多機能型居宅介護 、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 排せつ支援加算について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 排せつ状態の改善等についての評価に加え、尿道カテーテルの抜去についても新たに評価を行う。 【告示改正】
 - イ 医師又は医師と連携した看護師による評価を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。【告示改正】
 - ウ 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】
 - エ 初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。 【通知改正】

算定要件等

- LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
- <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
 - ・ 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
 - ・ 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

<排せつ支援加算(|)>

- 以下の要件を満たすこと。
 - イ 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとと また、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。
 - もに、<u>少なくとも3月に1回</u>、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。ローイの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。
 - ハ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

<排せつ支援加算(Ⅱ)>

- 排せつ支援加算 (I) の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
 - ・・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。
 - ・又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。
 - ・ 又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。

<排せつ支援加算(Ⅲ)>

- 排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
 - ・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない
 - ・ 又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。
 - ・かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

10

ماء

2.(3)⑤ アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し

概要

【看護小規模多機能型居宅介護 、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健 施設、介護医療院】

- 褥瘡マネジメント加算(介護医療院は褥瘡対策指導管理)について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する 観点から、以下の見直しを行う。
 - 施設入所時又は利用開始時に既に発生していた褥瘡が治癒したことについても評価を行う。【告示改正】
 - 加算の様式について 入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。【通知改正】
 - 初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。 【通知改正】

算定要件等

- LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
 - <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
 - 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
 - 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

<褥瘡マネジメント加質(1)>

- 以下の要件を満たすこと。
 - 施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所 入所者又は利用者こ 時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること
 - イの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のため
 - 又は イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介 イの確認の結果、褥瘡が認められ、 護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 - 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録

 - ホーイの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

<褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)>

○ 褥瘡マネジメント加算 (I) の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、<mark>褥瘡の認められた入所者等について、</mark> 又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。

<褥瘡対策指導管理(Ⅱ)>

○ 褥瘡対策指導管理(1)に係る基準を満たす介護医療院において、施設入所時の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が 又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。

3.(1)① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーショ ン★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡 回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多 機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう 加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進 する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算につい て、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
 - 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な 要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護 職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分		介護職員等処遇改善加算					
リーヒス区が	I	II	III	IV			
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%			
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%			
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%			
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%			
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%			
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%			
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%			
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%			
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%			
介護老人保健施設・短期入所療養介護 (介護老人保健施設)★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%			
介護医療院・短期入所療養介護 (介護医療院)★・短期入所療養介護 (病院等)★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%			

(注)令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改 定による加算率の引上げを受けることができるようにするこ20 どの激変緩和措置を講じる。

3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 〇 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率 (※)		既存の	要件は黒字、新規・修正する要件は <mark>赤字</mark>	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
[24.5%]	新加算	Ι	新加算 (II) に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(I) [6.3%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[22.4%]	(介護職員等処	п	新加算 (Ⅲ) に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 <u>グループごとの配分ルール</u>【撤廃】 	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(Ⅱ) [4.2%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	総合的な職場環境 改善による職員の 定着促進
[18.2%]	員等処遇改善加算)	Ш	新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算 (I) [13.7%] b. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	資格や経験に応じ た昇給の仕組みの 整備
【14.5%】	算)	IV	 新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改善加算(Ⅱ) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的 な待遇改善・ベー スアップ等

※:加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算($I \sim IV$)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

108

109

3. (2) ① テレワークの取扱い

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★を除く。)】

○ 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

3.(2)② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、 事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する ための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

110

111

3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。 【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器 等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。 【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 100単位/月(新設) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月(新設)

3.(2)③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

笪定要件等

【生産性向上推進体制加算(Ⅰ)】(新設)

- (Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。 注:生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(II)のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、(II)の加算を取得せず、(II)の加算を取得することも可能である。

【生産性向上推進体制加算(Ⅱ)】(新設)

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や 必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

(※1) 業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- (1)において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
 - ア 利用者のQOL等の変化(WHO-5等)
 - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
 - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
 - エ 心理的負担等の変化(SRS-18等)
 - オ 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査)
- (Ⅱ)において求めるデータは、(Ⅰ)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- (I) における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが 短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。

(※2) 見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
- ア 見守り機器
- イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
- ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。)
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に 設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に 応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

3.(2)⑤ 介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の 夜間における人員配置基準の緩和

概要

【短期入所療養介護★、介護老人保健施設】

○ 令和3年度介護報酬改定における介護老人福祉施設等に係る見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和と同様に、介護老人保健施設(ユニット型を除く。)及び短期入所療養介護の夜間の配置基準について、見直しを行う。【告示改正】

算定要件等

○ 1日あたりの配置人員数を現行2人以上としているところ、要件を満たす場合は 1.6人以上とする。ただし、配置人員数は常時1人以上配置することとする。

<現行>

配置 人員数

2人以上

利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上

配置 人員数

<改定後>

1.6人以上

利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上

(要件)

- ・全ての利用者に見守りセンサーを導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること(※)

※安全体制の確保の具体的要件

- ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ④機器の不具合の定期チェックの実施 (メーカーとの連携を含む)
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

○ 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、 夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケア の質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

1¹15

3. (2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生(以下「外国人介護職員」という。)については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

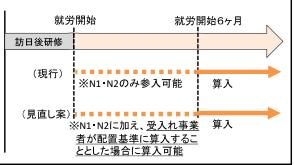
アー定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の 配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支 援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護 職員であって、受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。)に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及 び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の 意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適 用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



118

127

3.(3)⑩ ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化

概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 介護老人保健施設、介護医療院】

○ ユニット型施設において、引き続き利用者との「馴染みの関係」を維持しつつ、柔軟なサービス提供により、より良いケアを提供する観点から、職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、必要に応じてユニット間の勤務が可能であることを明確化する。【通知改正】

4. (1) 9 多床室の室料負担

概要

【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院について、新たに室料負担(月額 8千円相当)を導入する。【告示改正】

単位数

【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>

<改定後>

なし



該当する施設の多床室について、室料相当額減算として▲26単位/日(新設) 該当する施設の多床室における基準費用額(居住費)について+260円/日(新設)

算定要件等

- 以下の多床室(いずれも8㎡/人以上に限る。)の入所者について、基本報酬から室料相当額を減算し、利用者負担を求めることとする。 (新設)
 - 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室
 - 「II型」の介護医療院の多床室
- ただし、基準費用額(居住費)を増額することで、利用者負担第1~3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。

141

4. (2) ④ 認知症情報提供加算の廃止

概要

【介護老人保健施設】

○ 認知症情報提供加算について、算定実績等を踏まえ、廃止する。【告示改正】

単位数

<現行>

認知症情報提供加算 350単位/回



< 改定後 > 廃止

4. (2) ⑤ 地域連携診療計画情報提供加算の廃止

概要

【介護老人保健施設】

○ 地域連携診療計画情報提供加算について、算定実績等を踏まえ、廃止する。【告示改正】

単位数

<現行>

地域連携診療計画情報提供加算 300単位/回



< 改定後 > 廃止

146

155

5. ⑦ 基準費用額(居住費)の見直し

概要

【施設系サービス】

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額(居住費)を60円/日引き上げる。【告示改正】
- 基準費用額(居住費)を下記のとおり見直す。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を 0 円としている利用者負担第 1 段階の多床室利用者については、 負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

単位数

1 1—27			
【基準費用額(居住費)】	<現行>	<改定後>	
多床室(特養等)	855円	915円	
多体至(付食寺 <i>)</i>	000□	310□	
多床室(老健・医療院等)	377円	437円	
従来型個室(特養等)	1,171円	1,231円	
従来型個室(老健・医療院等)	1,668円	1,728円	
ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円	
ユニット型個室	2,006円	2,066円	

改定事項

- 短期入所療養介護 基本報酬
- ① 1(3)③総合医学管理加算の見直し★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)⑤訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★
- ⑥ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ① 3(2)⑤介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員 配置基準の緩和★
- ② 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ③ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化★

204

173

短期入所療養介護 基本報酬①

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○介護老人保健施設(介護予防)短期入所療養介護(I)(iii)(多床室)(基本型)

	<現行>	
要支援1	610単位	
要支援 2	768単位	
要介護1	827単位	
要介護 2	876単位	
要介護3	939単位	
要介護4	991単位	
要介護 5	1,045単位	

, TO /- .



○介護老人保健施設(介護予防)短期入所療養介護(I)(iv)(多床室)(在宅強化型)

	<現行>	<改定後>
要支援1	658単位	672単位
要支援 2	817単位	834単位
要介護1	875単位	902単位
要介護 2	951単位	979単位
要介護3	1,014単位	1,044単位
要介護4	1,071単位	1,102単位
要介護 5	1,129単位	1,161単位

短期入所療養介護 基本報酬②

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○病院療養病床(介護予防)短期入所療養介護(Ⅰ)(v)(多床室)(療養機能強化型A)(看護6:1、介護4:1)

	<現行>
要支援 1	626単位
要支援 2	784単位
要介護1	849単位
要介護 2	960単位
要介護3	1,199単位
要介護4	1,300単位
要介護 5	1,391単位



< 改定後 > 639単位 801単位 867単位 980単位 1,224単位 1,328単位 1,421単位

○病院療養病床(介護予防)短期入所療養介護(I)(vi)(多床室)(療養機能強化型B)(看護6:1、介護4:1)

	<現行>
要支援1	614単位
要支援 2	772単位
要介護1	837単位
要介護 2	946単位
要介護3	1,181単位
要介護4	1,280単位
要介護 5	1,370単位



<改定後> 627単位 788単位 855単位 966単位 1,206単位 1,307単位 1.399単位

174

1. (3) ③ 総合医学管理加算の見直し

概要

【短期入所療養介護★】

- 介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護における総合医学管理加算について、医療ニーズのある利用者の 受入れを更に促進する観点から、以下の見直しを行う。 【告示改正】
 - ア 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっている指定短期入所療養介護についても、治療管理を目的 とするものについては同加算の対象とする。
 - イ 算定日数について7日を限度としているところ、10日間を限度とする。

単位数

<現行>

総合医学管理加算 275単位/日



<改定後> 変更なし

算定要件等

<現行>

- 1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い<u>居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない</u>指定短期入所療養介護を行った場合に、<u>7日</u>を限度として1日につき所定単位数を加算する。
- 2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

<改定後>

- 1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算する。
- 2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

28

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務 継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策 定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行> なし <改定後>

業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合 (新設)
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し 支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表 システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、 県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所につ いても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行> なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合(新設)
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと29

48

مما

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

○ 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を 周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、 指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の 事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体 制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

50

1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア:短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ:訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基進

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定 する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1.(6)② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

<改定後>

なし



身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

2.(1)⑤ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

口腔連携強化加算 50単位/回(新設)

※1月に1回に限り算定可能

算定要件等

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。 (新設)
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



2.(2)③ ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。【省令改正】

92

3.(1)① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう 加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
 - ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な 要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

# K3EA	介護職員等処遇改善加算					
サービス区分		II	III	IV		
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%		
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%		
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%		
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%		
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%		
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%		
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%		
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%		
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%		
介護老人保健施設・短期入所療養介護 (介護老人保健施設)★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%		
介護医療院・短期入所療養介護 (介護医療院)★・短期入所療養介護 (病院等)★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%		

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにするこ**32**との激変緩和措置を講じる。

3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 〇 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率 (※)	[]	 既存の			
加昇学(※)	i			対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算	I	新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(I) [6.3%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	事業所内の経験・ 技能のある職員を 充実
[22.4%]	(介護職員等処	п	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 <u>ゲループごとの配分ルール</u>【撤廃】 	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(II) [4.2%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	総合的な職場環境 改善による職員の 定着促進
[18.2%]	員等処遇改善加算)	Ш	新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算 (I) [13.7%] b. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	資格や経験に応じ た昇給の仕組みの 整備
【14.5%】	算)	IV	 新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改善加算(II) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的 な待遇改善・ベー スアップ等

※:加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算($I \sim IV$)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

108

109

3. (2) ① テレワークの取扱い

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★を除く。)】

○ 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

3. (2)② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、 事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する ための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

110

111

3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。 【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器 等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。 【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 100単位/月(新設) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月(新設)

3.(2)③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

笪定要件等

【生産性向上推進体制加算(Ⅰ)】(新設)

- (Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。 注:生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(II)のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、(II)の加算を取得せず、(II)の加算を取得することも可能である。

【生産性向上推進体制加算(Ⅱ)】(新設)

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や 必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

(※1)業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- (1)において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
 - ア 利用者のQOL等の変化(WHO-5等)
 - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
 - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
 - エ 心理的負担等の変化(SRS-18等)
 - オ 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査)
- (Ⅱ)において求めるデータは、(Ⅰ)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- (I) における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが 短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。

(※2) 見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
- ア 見守り機器
- イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
- ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。)
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に 設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に 応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

3.(2)⑤ 介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の 夜間における人員配置基準の緩和

概要

【短期入所療養介護★、介護老人保健施設】

○ 令和3年度介護報酬改定における介護老人福祉施設等に係る見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和と同様に、介護老人保健施設(ユニット型を除く。)及び短期入所療養介護の夜間の配置基準について、見直しを行う。【告示改正】

算定要件等

○ 1日あたりの配置人員数を現行2人以上としているところ、要件を満たす場合は 1.6人以上とする。ただし、配置人員数は常時1人以上配置することとする。

<現行>

配置 人員数

2人以上

利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上

配置 人員数

<改定後>

1.6人以上

利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上

(要件)

- ・全ての利用者に見守りセンサーを導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること(※)

※安全体制の確保の具体的要件

- ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ④機器の不具合の定期チェックの実施 (メーカーとの連携を含む)
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

○ 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、 夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケア の質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

5

T15

3. (2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生(以下「外国人介護職員」という。)については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

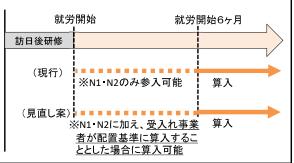
アー定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の 配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支 援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。)に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



118

127

3.(3)⑩ ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化

概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 介護老人保健施設、介護医療院】

○ ユニット型施設において、引き続き利用者との「馴染みの関係」を維持しつつ、柔軟なサービス提供により、より良いケアを提供する観点から、職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、必要に応じてユニット間の勤務が可能であることを明確化する。【通知改正】

4.(1) 9 多床室の室料負担

概要

【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院について、新たに室料負担(月額 8千円相当)を導入する。【告示改正】

単位数

【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>

<改定後>

なし



該当する施設の多床室について、室料相当額減算として▲26単位/日 (新設) 該当する施設の多床室における基準費用額(居住費)について+260円/日 (新設)

算定要件等

- 以下の多床室(いずれも8㎡/人以上に限る。)の入所者について、基本報酬から室料相当額を減算し、利用者負担を求めることとする。 (新設)
 - 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室
 - 「II型」の介護医療院の多床室
- ただし、基準費用額(居住費)を増額することで、利用者負担第1~3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。

141

155

5. ⑦ 基準費用額(居住費)の見直し

概要

【施設系サービス】

- 〇 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額(居住費)を60円/日引き上げる。【告示改正】
- 基準費用額(居住費)を下記のとおり見直す。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を 0 円としている利用者負担第 1 段階の多床室利用者については、 負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

単位数

【基準費用額(居住費)】	<現行>	<改定後>	
多床室(特養等)	855円	915円	
多床室(老健・医療院等)	377円	437円	
従来型個室 (特養等)	1,171円	1,231円	
従来型個室(老健・医療院等)	1,668円	1,728円	
ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円	
ユニット型個室	2,006円	2,066円	

介護サービス

:令和6年4月改定箇所

- I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

<u>二 (削除)</u>

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費
- Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護福祉施設サービス
 - 2 介護保健施設サービス

3 (削除)

4 介護医療院サービス

2 介護保	健施設サービス	基本部分		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注入所者の数が入所を責を超える場合	医師、智護職 員、死業職 大・作業職法 土、生産部分所 できたが使 の の 日、 の 日、 は 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	注 常動のユニットリーダーをユニット毎に配 置していない 等ユニットケ アにおける体 制が未整備で ある場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 安全管理体 制未実施減 算	注 室触者或排 放止排營支 実施通貨	注 重双矩林计 直接管字面 直	注 栄養管理の 基本を満たさ ない場合	注 夜動職員配 畫加算	短期集中リハ ピリテーション 実施加算	建 超数集中ルバーンの 実施が育 (工)	認知定短期 集中リハビリ テーション実 施加算(1)	建盟が存留器集中リハビリテーション事業が質(目)	注 認知症ケア 加算	注 若车性認知 在入所者受 入加算	在宅復帰 在宅復養 支援機能 加算(1)
		(一) 介護用機施設サービス環(i) (技术を指定)[第2型]	要介膜1 (717 単位) 要介膜2 (763 単位) 要介膜3 (828 単位) 要介膜4 (883 単位) 要介膜6 (932 単位)			際に向だない														金の田の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の
	(1) 介護保健施設 サービス費(I)	(二) 介護保健施設サービス費(※) 《使来を個重》【在宅除化型】	要介護1 (728 単位) 要介護2 (863 単位) 要介護3 (828 単位) 要介護4 (928 単位) 要介護5 (1.040 単位)																	1日につき + <u>51</u> 単位
	, = 3,	(三) 介護保健施設サービス費(※) <多床室>【基本型】	要介膜1 (223 単位) 要介膜2 (843 単位) 要介膜3 (208 単位) 要介膜4 (901 単位) 要介膜5 (1.012 単位) 要介膜1 (821 単位)																	1日につき 十五二単位
		(四) 介護保健施設サービス費(W) <多床室ン【在老獪名を2】	要介護2 (247 単位) 要介護3 (1.014 単位) 要介護4 (1.072 単位) 要介護5 (1.125 単位) 要介護1 (758 単位)											1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位 (週3日を 限度)	1日につき +120単位 (選3日を 日常)			1日につき + <u>51</u> 単位
イ 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(2) 介護保健施設 サービス寮(目) 〈衆養型名健: 看接職員名配置>	(一) 介護保健施設サービス費(i) <従来を個室>[療養を]	要介膜2 (<u>843</u> 単位) 要介膜3 (<u>960</u> 単位) 要介膜4 (<u>1041</u> 単位) 要介膜5 (<u>1.117</u> 単位) 要介膜1 (<u>832</u> 単位)															1日につき + 76単位		
		(二) 介護保健施設サービス費(※) <多床室ン【需要型】	要介護2 (<u>924</u> 单位) 要介護3 (<u>1.044</u> 单位) 要介護4 (<u>1.121</u> 单位) 要介護5 (<u>1.197</u> 单位)																	
	(3) 介護保健施設 サービス費(日) <療養型老健: 看護オンコール体制>	(一) 介護保健施設サービス要(i) <(従来を信室>[需費を]	要介膜2 (<u>927</u> 单位) 要介膜3 (<u>923</u> 单位) 要介膜4 (<u>1013</u> 单位) 要介膜5 (<u>1089</u> 单位) 要介膜1 (<u>839</u> 单位) 要介膜2 (<u>918</u> 单位)																	
		(二) 介護保健施設サーゼス費(※) 〈多床室〉(像養型]	要介護3 (1.016 単位) 要介護4 (1.092 単位) 要介護6 (1.170 単位) 要介護1 (203 単位) 要介護2 (248 単位)																	
	(4) 介護保健施設 サービス要(IP) く特別介護保健施設 サービス費>	(一) 介護保健施設サービス費(+) (従来並衝墜>	要介護3 (<u>812</u> 単位) 要介護4 (<u>885</u> 単位) 要介護6 (<u>913</u> 単位) 要介護1 (<u>222</u> 単位) 要介護2 (<u>826</u> 単位)																	
		(二) 介護保健施設サービス費(※)(多床室)(一) ユニ小型介護保健施設サービス費(※)	要介膜3 (<u>929</u> 单位) 要介膜4 (<u>941</u> 单位) 要介膜5 (<u>921</u> 单位) 要介膜1 (<u>902</u> 单位) 要介膜2 (<u>942</u> 单位) 要介膜3 (<u>912</u> 单位)	×97/100	×70/100	×70/100		=10/100	1日につき 5単位	=1/100	<u>-3∠100</u>	1日につき14単位	1日につき +24単位						1日につき +120単位	参に3日1 効果(2+
		<ユニットを信重ン【基本を】 (二) ユニットを介護保険施設サービス費(※) <ユニットを信要と「在を強化を】	要介護4 (268 単位) 要介護5 (1018 単位) 要介護1 (278 単位) 要介護2 (252 単位) 要介護2 (1018 単位) 要介護3 (1018 単位)																	1日につき ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	(1) ユニット型 介接保健施設 サービス費(I)	(三) 経過的ユニル型の徴保保施設サービス寮(i) ベユニル型保証的多兵型ン(基本型)	要介護4 (1077 単位) 要介護5 (1130 単位) 要介護1 (202 単位) 要介護2 (242 単位) 要介護3 (213 単位) 要介護4 (262 単位) 要介護6 (1018 単位)																	きた3日1
		(四) 経過的ユニナモ介護保健施設サービス乗(日) <ユニナモ領軍的多非盟ン[在市場化を]	要介膜1 (<u>BZ6</u> 单位) 要介膜2 (<u>952</u> 单位) 要介膜3 (<u>1.018</u> 单位) 要介膜4 (<u>1.027</u> 单位) 要介膜5 (<u>1.120</u> 单位)											1日につき + <u>258</u> 単位	1日につき	1日につき +240単位 (選3日を 服度)	1日につき +120単位			1日につき +51単位
ロ ユニ 小型 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(2) ユニット型 介護保健施設 サービス事(目) く療養型を記言>	(一) ユニケ型介護保健施設サービス費(ユニケ型信重ン【需要型】	要介護1 (228 単位) 要介護2 (1.014 単位) 要介護3 (1.130 単位) 要介護4 (1.209 単位) 要介護6 (1.287 単位)				×97/100							+ <u>258</u> 单位	+200単位	(週3日を限度)	+120単位 (漢3日を 國序)			·
(1日につき)	、原発型も設置> 者接職員を配置>	(二) 経過的ユニオを介護保健施設サービス費 〈ユニオを信室的多床室>[機業型]	要介膜1 (<u>228</u> 単位) 要介膜2 (<u>1.014</u> 単位) 要介膜3 (<u>1.120</u> 単位) 要介膜4 (<u>1.209</u> 単位) 要介膜5 (<u>1.287</u> 単位) 要介膜1 (<u>228</u> 単位)																	
	(3) ユニナ型 介度保健施設 サービス要(目) く産委型を健; 看護オンコール体制>	(一) ユニット型の循係機能設サービス費 <ユニット型価密ン【参携型】	要介護2 (1.002 単位) 要介護3 (1.104 単位) 要介護4 (1.181 単位) 要介護5 (1.252 単位) 要介護1 (2.28 単位)																	
		(二) 経過的ユニルを介護保健施設サービス費 <ユニルを個差的多床差>(乗費型)	要介膜2 (1007 単位) 要介膜3 (1104 単位) 要介膜4 (1181 単位) 要介膜5 (1259 単位) 要介膜1 (7284 単位) 要介膜2 (832 単位)																	
	(4) ユニット型 介族保健施設 サービス費(以) <ユニット型特別介援 保健施設サービス費	(一) ユニル型の管保健施設サービス費 〈ユニル型修理学〉 (二) 経過的ユニル型の信保健施設サービス費 〈ユニル型の管保健施設サービス費 〈ユニル型・製工の企業を必要を含ます。〉	要介護2 (<u>222</u> 单位) 要介護3 (<u>294</u> 单位) 要介護6 (<u>292</u> 单位) 等介護6 (<u>292</u> 单位) 要介護2 (<u>292</u> 单位) 要介護2 (<u>292</u> 单位) 要介護3 (<u>294</u> 单位) 要介護4 (<u>294</u> 单位)																	
注 外泊時費用			要介護5 (997 単位)		居宅における外泊を															
注 外泊時費用(在	主宅サービスを利用する場合) (1) 死亡日以前31日以上4	療養型老健以外の場合	(1日につき <u>72</u> 単位を加算)	入所者に対して	居宅における外泊を	認め、施設が在宅	サービスを提供した	場合、1月に6日	を限度として所定	単位数に代えて1E	3につき800単位	を算定								
	(2) 死亡日以前4日以上30	療養型老健以外の場合	(1日につき 80単位を加算) (1日につき 160単位を加算)																	
注 ターミナル ケア加算	(3) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合	(1日につき 160単位を加算) (1日につき <u>910</u> 単位を加算)																	
	(4) 夢亡日	療養型老健以外の場合	(1日につき 850単位を加算) (1日につき <u>1900単位を加算</u>)																	

注 特別療養費				
注 療養体制維持特別加算		イ 療養体制維持特別加算(I)	(1日につき 27単位を加算)	
注 蒙莫体初维何特別似异		□ 療養体制維持特別加算(I)	(1日につき 67単位を加算)	
ハ 初期加算		(1) 初期加賀(I) (2) 初期加賀(II)	(1日につき 60単位を加算) (1日につき 30単位を加算)	
二 设所数坐餐情報準確加算		(1800	>き1回を限度として70単位をIn質)	ESTRUZISENDO SO EP.OL
並 再入所的栄養連携加算 (※2)		(入所者1人につけ	き1回を限度として200単位を加算)	・ 大学を表しています。
△ 入所前後訪問指導加算(I)(※2)	在宅強化型の場合		(1回につき 450単位を加算)	2 入所的からA所参の自己等を記問して追所を参照においた施設サービス計画の策定と及び影響方針の原文を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合 在宅強化型の場合		(1回につき 450単位を加算) (1回につき 480単位を加算)	
△ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化型以外の場合		(1回につき 480単位を加算)	「入所創から入所者の自宅等を訪問して退所を参願においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目が、文種計画を作成した場合に算定
		(一) 試行的退所時指導加算	(400単位)	
		(二) 退所時情報提供加算	退所時情報提供加算 <u>(I)</u> (500単位)	TOPLER ASAL LIKETIES HIT ARABARSES ARGED SIDERSES ARGED TO SIDERSE
上 退所時等支援等加算 (※2)	(1) 退所跨等支援加 算	(三) 入退所前連携加算(I)	(250単位)	- 第四名英華歌 (1)別人を合う、自然英華歌 (1) 「 入学者の人会の任 (2) 英語学の情報を呼引人を会
		(四) 入退所前連携加算(Ⅱ)	(600単位)	富を介護支援事業者と入退所的から連携に、情報提供とサービス開査を行った場合
	(2) 訪問看護指示加算	(入所者1人につか	(400単位) き1回を服度として300単位を算定)	
	(1) 拍総・診療を行う体 力医療機関と連携してい	制を常計確保し、契負時に入跡を	受け入れる体制を確保している協	Service in the production of the service in the ser
<u>チ 協力医療機際連構加算</u>	(2) 上駅以外の協力医	春柳間と連携している場合	(1月につき 50単位を加算)	
11 栄養マネジメント強化加算			(1月につき 5単位を加賀)	
区 経口移行加算 (※2)			(1日につき 11単位を加算)	2 実質管理の基準を表われい場合は、正記しない。
△ ゼロ移行ル県(※2)			(1日につき 28単位を加算)	意義を表えない場合は、意記ない、
<u> </u> 經口維持加算 (※2)	(1) 経口維持加算(I)(2) 経口維持加算(I)		(1月につき 400単位を加算) (1月につき 100単位を加算)	2 受験者の基本を混合から場合の工程を呼び出来を変えている場合は、変更しない。 注:
	(1) 口腔衛生管理加算		(1月につき 100単位を加算)	信息機能減重() 所算犯 化小咖啡会议。 真犯 中小
코 ロ腔衛生管理加算(※2)	(2) 口腔衛生管理加算		(1月につき 110単位を加算)	注 毎料薬師の指示を受けた意料養生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上所い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護機関に対し、具体的な技術的助意及び物事を行った場合
② 療養食加算		(1回につき	6単位を加算(1日に3回を服度))	
五 在宅復得支援機能加算		(療養型老領	他に限り1日につき 10単位を加算)	
	(1) かかりつけ医連携	かかりつけ医連携薬剤調整加算(
	(1) かかりの)原達所 乗剤調整加算(I)	かかりつけ医連携薬剤顕整加質(
ュ かかりつけ医連携薬剤調整加算(※2)	(2) かかりつけ医連携薬	(入所者1人につき	き1回を限度として240単位を加算)	
	(3) かかりつけ医連携薬	利調整加算(II)	き1回を限度として100単位を加算)	
	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を	限度に,1日につき518単位を算定)	
夕 緊急時施設療養費		療養型老健の場合 (1月に1回3日を	限度に、1日につき518単位を算定)	
	(2) 特定治療	775		
☑ 所定疾患施股療養費 (※2)	(1)所定疾患施股療養量 (2)所定疾患施股療養量	(1月に1回7日を)	限度に、1日につき239単位を算定)	
	(1)認知症専門ケア加算	(1月に1回10日を)	限度に、1日につき480単位を算定)	
⊻ 認知症専門ケア加算	(2)認知症専門ケア加算		(1日につき 3単位を加算)	
	(1)認知症チームケア権	推加篮(<u>I</u>.)	(1日につき 4単位を加算)	
ツ 顕知昨チームケア推進加算	(2)認知症チームケア等	推加盟(Ⅱ)	(1月につき 150単位を加賀) (1月につき 120単位を加賀)	
	療養型老健以外の場合	(入所後7日)	に限り 1日につき200単位を加算)	
- 認知並行動·心理症状緊急対応加算	療養型老健の場合		に限り 1日につき200単位を加算)	
土 リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (※2)	(1) リハビリテーションマ。	ネジメント計画書情報加賀(<u>I)</u>	(1月につき 53重位を加賀)	
	(2) リハビリテーションマ (1) 精査マネジメント加)	ネジメント計画書情報加算 <u>(Ⅱ)</u>	(1月につき 33単位を加算)	
5 褥瘡マネジメント加算(※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	 (1) 褥瘡マネジメント加! (2) 褥瘡マネジメント加! 		(1月につき 3単位を加算)	
	(1) 排せつ支援加算(1		(1月につき 13単位を加算)	
△ 排せつ支援加算(※2)	(2) 排せつ支援加算(I)	(1月につき 10単位を加算) (1月につき 15単位を加算)	
	(3) 排せつ支援加算(II)	(1月につき 20単位を加算)	
空 自立支援促進加算(※2)			(1月につき 300単位を加算)	
生 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体		(1月につき 40単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体	MANUEL (II)	(1月につき 60単位を加算)	
∠ 安全対策体制加算(※2)		(入所者1人につ	つき1回を限度として20単位を算定)	
才·塞赖者集段等或迫对策由上加盟	(2) 高額者施設等底	除対策向上加算(I) 除対策向上加算(I)	(1月につき 10単位を加算)	
力 新興成協作等施設會營費			(1月につき 5単位を加算)	
	(1) / 2/		5日未陽度として 240単位を算定)	
ヤ 中席性由上指導体制加質	 生産性肉上推進 生産性肉上推進 	本制加算(I) 本制加算(I)	(1月につき 100単位を加算)	
	(1) サービス提供体制引		(1月につき 10単位を加算)	
マ サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制引		(1日につき 22単位を加算)	
	(3) サービス提供体制引	紀加算(王)	(1日につき 18単位を加算) (1日につき 6単位を加算)	
	(1) 介護職員処遇改善	(1月)	につき +所定単位×39/1000)	等 历史单位上,4分元文15公内集党上单位数0合针
左 介護職員処遇改善加算	(2) 介護職員処遇改善	加算(I) (1月)	につき +所定単位×29/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善	加算(II) (1月)	につき +所定単位×16/1000)	
2 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処(2) 介護職員等特定処	(1月) 再改善加賀(II)	につき +所定単位×21/1000)	注
- AWMEN'S TO 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10		(1月)	につき +所定単位×17/1000)	<u> </u>
□ 介護職員等ペースアップ等支援加算	I	(1)F	月につき +所定単位×8/1000)	第定単位は、イから2束でに対算定した単位数の合計

・ 内部開発サーステングラスを対象。 (1月に20年 中本主義により1000) 「成本者によってからません。するたまでよりません。単位数の合計 (1月に20年 中本主義によっているとなっていることなっているとなってい。

介護サービス

:令和6年4月改定箇所

- I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

<u>二 (削除)</u>

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費
- Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護福祉施設サービス
 - 2 介護保健施設サービス

3 (削除)

4 介護医療院サービス

	ā	\$ * 都分	夜動を行う職 員の動務条 件基準を満 たさない場合	注 利用者の数 及びみ所含 の数の分所定 員を超える場 合	医臓員会療 薬素は 変素は 変素は 変素は 変素は 変素は 変素は 変素は 変	注 常動のユニットリーダーを ユニット毎に 配置していない等ユニット ケアにおける 体制が水整 備である場合	注 身体的支座 止来零等返 查	注 高數者查拉 防止推畫主 坐施送首	注 重殊級計計 運主策定置 直	注 衣動微員配 置加算	生価別ハピリテーション実施加算	注 認知症ケア 加算	注 認知在行動- 心理症状緊 急对応加算	注 緊急短期入 所受入加算	注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 重皮療養管 理加算	在宅復帰·在 宅療養支援 機能加算 (I)	在宅復帰·在 宅療養支援 機能加算 (II)	注 利用者に対して透迎を行う場合
	(一) 介護老人保健施設 短期, 所傳養介護費 (1)	a 介積を人の機能的 () 2 回か () 2 回														1日につき +120単位 +120単位 (駅後4) に版る)	1日につき +51単位 1日につき +51単位	1日につき +51単位 1日につき +51単位	
(1) 介護老人保護施設短期 人所需要介護業 (1日につき)	(二) 介護老人保健施設 短期入所需要介護費 (五) 《療養型老健: 智技職員を配置>	田内田 (2 回り) 日から									1日につき +240単位	1日につき +76単位							
	(三) 介護老人保健施設 短期入所像養介護費 (Ⅲ) く 麻養型老健: 看護オンコール体制>	n 介護夫 小母無談																	
	(四) 介護老人保健施設 短期入所廢養介護費 (N) <特別介護老人保健施設 短期入所廢養介護費>	田介郎 (1,200 単位) 田介郎 (1,200 単位) 田介郎 (2,200 単位)																	
	/////////////////////////////////////	短期入所需要介接費(※) 要介限3 (222 単位) 要介限3 (222 単位) 要介限4 (272 単位) 要介限5 (1021 単位) 要介度5 (1021 単位) 要介度5 (222 単位) 要介度7 (222 単位) 要介度7 (222 単位) 要介度7 (222 単位) を対象入所需要介度費(1) 要介度7 (222 単位) 要介度7 (222 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		<u>-1/100</u>	<u>-1/100</u>	<u>-1/100</u>	<u>1日につき</u> +24単位			1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを 得ない事情 がある場合は 14日)を服 度)	<u>1日につき</u> +120単位		1日につき +51単位		片道につき +184単位
	(一) ユニット型介接老人 保健施設短期入所療養	第介限5 (1005 単位) 第介限 (1005 単位) 日												度)		1日につき + 120単位		1日につき + <u>51</u> 単位	
	介撰養(I)	- 経過的ユーケを介護を人場構造 (2 加入所養養所養女)(3 加入 (2 上の)(2 加入所養養所養女)(3 加入 (2 上の)(2 加入所養養所養女)(3 加入 (3 上の)(3 加入所養養所養女)(3 加入 (3 上の)(3 加入所養養所養人用養養 (3 加入所養養所養質)(4 加入所養養所養)(4 加入所養養養所養質)(4 加入所養養養所養)(4 加入所養養養所養人用養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養														(要介護4·5 IE服る)	1日につき + <u>51</u> 単位	1日につき + <u>51</u> 単位	
(2) ユニット型介護を人保健 施設短期入所保養介護費 (1日につき)	(二) ユニ·小型介護老人 保護施設短期入所療養 介護費(三) 〈無要型老健: 看接職員を配置〉	□ 二か名で音楽・段卓観察 (20 年代) 1 日本 (×97/100					1日につき +240単位								
	(三) ユニッショ介護老人 保健施設短期入所衛養 介護費(国) 〈教養必建: 看護オンコール体制〉	a ユニッケを介護を入る連載版 (三 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20																	
	(四) ユニ 小型介護老人 使無節股類 入所療養 介護費(7) ベニニ・小型的別介護 老人保健助股類 入所 療養介護費> (一) 3時間以上4時間未満	□ ユニルタ音(音を人保護数 「以下の音(音を) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本														18150A			
(3) 特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費	(二) 4時間以上6時間未満 (三) 6時間以上8時間未満	(<u>927</u> 单位) (<u>1.295</u> 单位)				ļ					+240単位				+60単位	1日につき +60単位 (要介護4・5 に限る)			
注 特別療養費		(一)療養体制維持特別加算(I) (1日につき 27単位を加算)	<u> </u> 																
注 療養体制維持特別加算		(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)																	
(4) 総合医学管理加算 (5) 口跡連携強化加算		(利用中に <u>10</u> 日を限度に、1日につき275単位を加算) (1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))]]																
(6) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																	
(7) 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)																	
(8) 緊急時施設療養費		(1Bにつき 4単位を加算) (一) 気急時治療管理																	
(9) 生産性向上推進体制加算		(二) 生産性向上指連体制加原(1) (二) 生産性向上指連体制加原(1) (二) 生産性向上指連体制加原(1) (1月につき 10単位を加廉)																	
(10) サービス提供体制強化加算	ı	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算) (1日につき 6単位を加算)																	
(11) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護衛員処害改善改善(I) (1月につき +所定単位×39/1000			1)ກອົ(<u>10</u>)ສາ	9により算定した前	単位数の合計													
(12) 介護職員等特定処遇改善(13) 介護職員等ペースアップ等		(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)(1月につき +所定単位×21/1000)(二) 介護職員等特定処遇改善加算(I)(1月につき +所定単位×17/1000)	注所定単位は、	1) から(<u>10</u>) まっ															
		(1月につき +所定単位×8/1000) 対象養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介援職員処遇改善加算」、「介					加算」は、支給限	夏度額管理の対	象外の算定項目										
※ 身体物支廃止未実施減算につ※ 業務維練計画未管定減算につ	いては令和7年4月1日から適用で いては、感染症の予防及びまん器	3	ている場合には、	h和7年3月31日	3までの間適用し														

介護予防サービス

:令和6年4月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

二 (削除)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造 介護予防支援費

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

	基	本 部分	夜勤を行う職員 の勤務条件基 場合 場合	注 利用者の数及び 入所者の数の合 計量を超える場合	医師、看護職員、介護職員、介護職士、作業療法士又は 工学療法士又は 工芸芸芸士のは 工芸芸師が基準に進 たない場合	注 常動のユニット リーダーをユニット 中に記憶してい ない等ユニットケ アにおける体制 が未整備である 場合	注 身体效率率止 未实完通算	注 至经书虚特达 止清量未実施 述证	注 重政學統計畫 未被字通道	注 夜勤職員配置 加算	注 個別ハビリテーション実施加算	注 認知在行動·心 理症状緊急对 応加算	注 若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在 宅療養支援機 能加算(I)	在宅復得·在 宅療養支援機 能加算(II)	注 利用者に対し て送迎を行う場合
	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期人亦傳養介護案(1)	□ 合語を人保健施設介護 ・ 予的短別、所需要介含費(1) ・ で果芸修理・「企業を知り、 ・ で果芸修理・「企業を知り、 ・ で果芸修理・「企業を加り、 ・ で果芸修理・「企業を加り、 ・ で果芸修理・「企業体型」 ・ で果芸修理・「企業体型」 ・ で表達を人保健施設介護 ・ 予防犯人所需要介金費(1) ・ で多年度・「企業体型」 ・ 要支援 2 (221 単位 ・ 予防犯人所需要介金費(1) ・ で多年度・「企業体型」 ・ 要支援 2 (221 単位 ・ 予防犯人所需要介金費(1) ・ 予防犯人所需要介金費(1) ・ 予解工人信任地位別 ・ 要支援 2 (221 単位 ・ 予防犯人所需要介金費(1) ・ 等実工人信任地位別 ・ 要支援 2 (221 単位 ・ 要支援 2 (221 単位	-								181028			1日につき +51単位 1日につき +51単位	1日につき + <u>51</u> 単位	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 審養介護費 (1日につき)	(二) 介護老人保健施設介護予助 短期,所傳養抗護數(訂) <療養型老提·看遊廳員老配置>	a 介能を人保健施設介護 要支援1 (22 単位 単位 単位 単位 単位 単位 単立 単位 単支援2 (22 単位 単立 単位 単立 単位 単立 単位 単立 単位 単立 単位 単立 単位									+240単位					
	(三) 介護老人保健施設介接予訪 短期、所復義介護費(田) 〈原葉型老健:看護ホンコール体制〉 (四) 介護老人保健施設介接予訪 短期、所復義介護責(別)	予分処別从所需整介金費(1)														
	(明外)信奉之,保健施設 介護予防短期,从所護責介推費> (一) ユニオを介護を人保護施設 介施予防短期,从所護責介推費(1)	b か様を人情差別的分数 ・ から取る人の表現の介置です。 ・ 多天成2 (2) 単位 カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・	×97/100	×70/100	×70/100		<u>-1∕100</u>	<u>-1/100</u>	<u>-1/100</u>	1日につき+24単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位 1日につき +51単位	1日につき + <u>51</u> 単位	片道につき +184単位
(2) ユニッケ型を指揮を人 保健施設介施予的 短期入所確整介後費 (1日につき)	(二) ユニルモか液を人尽機能設 が含う効果及が原準されます。 くの表生を実施が高まれる概念 (三) ユニルモの資本人保健施設	□ 超過加工小売の指揮人保健施設介施 ・ 予切能期入所需用介護(3) □ ユニーが他の指揮を持つ数(3) □ ユニーが他の指揮を持つ数(3) □ 北ーが他の指揮を持つ数(3) □ 北ーが他の指揮を持つ数(3) □ 初期の指揮を持つ数(4) □ 数値的ユニーが他の指揮を上保護施設介施 ・ 大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大				×97/100					1日につき +240単位				1日につき + <u>51</u> 単位	
	(2) ユーケーン・サイン・サービー・ (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	□ 経過的コニハギン(基金人保健期間か度 野天田 (1 単位 予防圧別人所需要介養														
注 特別療養費注 療養体制維持特別加算		(一) 参養体制維持特別加算(I) (1日につき 27単位を加算 (二) 参養体制維持特別加算(I) (1日につき 57単位を加算														
(3) 総合医学管理加算		(利用中に <u>10</u> 日を限度に、1日につき275単位を加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度)	<u>)</u>													
(5) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(6) 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算 (二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算														
(7) 緊急時施設療養費		#実施を提出のの場合 (1月に1回3日度期に1日につみ518単位を算え (1月に1回3日度期度、1日につみ518単位を算え 確集を定義の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につみ518単位を算え (二)特定治療)													
(8) 生產件向上推選体制力	o ŭ	(二) 中京行由上増進は対加室(1) (1月につき 100単位を加算 (二) 中京行由上増進は利加室(三) (1月につき 10単位を加算 (1月につき 10単位を加算 (一) サービス提供体制性化加算(I)	<u>2</u>													
(9) サービス提供体制強化	hip in the second secon	(1日につき 22単位を加算 (二) サービス提供体制強化加算(目) (1日につき 18単位を加算 (三) サービス提供体制強化加算(目) (1日につき 6単位を加算)													
(10) 介護職員処遇改善加	ж	(一) 方面編集前通告数据(1) (1月につき +所定単位×39/100/ (二) 方面編集前通古書加第(1) (1月につき +所定単位×29/100/ (三) 方面編集前通古書加第(1) (1月につき +所定単位×16/100/ (一) 方面編集中所定則通古書加第(1)		から(2)までにより算												
(11) 介護職員等特定処遇		(1月につき +所定単位×21/1000 (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×17/1000	2	から(2)までにより算												
(12) 介護職員等ベースアッ		(1月につき +所定単位×8/1000	_][
※ 身体初末席止未実施	: 「特別療養費」と「緊急時施設療養費 変異については名相/年4月1日から適用	と」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護	戴員等特定処遇	改善加算」及び「	介護職員等ベース	スアップ等支援加多	奪」は、支給限月	変額管理の対象	外の算定項目							
する。 ※ 業務継続計画未策定	滅算については、感染症の予防及びまん器	Eの防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定	を行っている場合	には、令和7年3	月31日までの間	商用しない.										

介護サービス

:令和6年6月改定箇所

- I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - 二 (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費
- Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護福祉施設サービス
 - 2 介護保健施設サービス
 - 3 (削除)
 - 4 介護医療院サービス

2 71 102 (74)	建施設サービス	基本部分			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数 が入所定員を 超える場合	医病・音膜機 員長で、音響機 大・大・音に 大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・	注 常数のユニットリーダーをユニット毎に配 置していない 等ユニットケ アにおける体 制が未登備で ある場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 安全管理体 制来実施減 算	注 离餘者 虚特 防止措置未 実施減算	连 業務級統計 画來策定減 算	注 栄養管理の 基準を満たさ ない場合	注 夜動職員配 置加算	短弱集中リハ ピリテーション 実施加算 (II)	注 短期集中リハ ピリケーション 実施加算 (目)	認知症短期 集中リハビリ テーション実 施加算(I)	注 認知在短期 集中リハビリ テーション実 施加算(目)	注 認知症ケア 加算	注 若年性認知 症入所者受 入加算	在七樓灣一 在七樓灣一 在七樓灣 英模樹能 (I) 加算(II)
		(一) 介護保健施設サービ <従来型個筆>【基	(ス貴(i) 木型]	要介護1 (717 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (828 単位) 要介護4 (883 単位) 要介護5 (932 単位)																	1日につき +51単位
	(1) 介護保健施設 サービス費(I)	(二) 介護保健施設サービ <従来型個室>【在:	(ス賽(車) 中強化型】	要介護1 (788 単位) 要介護2 (863 単位) 要介護3 (928 単位) 要介護4 (985 単位) 要介護5 (1,040 単位)																	1日につき +51単位
		(三) 介護保健施設サービ <多床室>【基本型	(ス費(※)]	要介護1 (793 単位) 要介護2 (843 単位) 要介護3 (908 単位) 要介護4 (961 単位) 要介護5 (1,012 単位) 要介護5 (871 単位)																	1日につき +51単位
		(四) 介護保健施設サービ <多床室>【在宅強	(ス費(iv) 化型]	要介護2 (947 単位) 要介護3 (1.014 単位) 要介護4 (1.072 単位) 要介護5 (1.125 単位) 要介護5 (1.125 単位)											1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位 (週3日を 服度)	1日につき +120単位 (週3日を 限度)			1日につき +51単位
イ 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(2) 介護保健施設 サービス費(目) く乗変更を健: 看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービ <従来型価単>【療	(ス貴(i) 養型】	要介護2 (843 単位) 要介護3 (960 単位) 要介護4 (1.041 単位) 要介護5 (1.117 単位) 要介護5 (839 単位)													181.06.7	was.	1日につき +76単位		
		(二) 介護保健施設サービ 〈多床室〉【療養型】	(ス費(※)]	要介限2 (924 単位) 要介限3 (1,044 単位) 要介限4 (1,121 単位) 要介限5 (1,197 単位) 要介限1 (758 単位)																	
	(3) 介護保健施設 サービス費(百) く意養型老健: 看護ホンコール体制>	(一) 介護保健施設サービ <従来を個重>【療!	(ス貴(i) 養型】	要介键2 (837 単位) 要介键3 (933 単位) 要介键4 (1,013 単位) 要介键5 (1,089 単位) 要介键1 (839 単位) 要介键2 (918 単位)																	
		(二) 介護保健施設サービ <多床室>【療養型!	(2責(※)	要介限2 (1.016 単位) 要介限4 (1.092 単位) 要介限5 (1.170 単位) 要介限1 (703 単位) 要介限1 (703 単位)																	
	(4) 介護保健施設 サービス費(訂) <特別介護保健施設 サービス費>	(一) 介護保健施設サービ <従来型価室>		要介護3 (812 単位) 要介護4 (865 単位) 要介護5 (913 単位) 要介護1 (777 単位) 要介護2 (826 単位)																	
		(二) 介護保健施設サービ 〈多床室〉(一) ユニナ型介護保健道 〈ユニナ型個室〉【		要介護3 (889 単位) 要介護4 (941 単位) 要介護5 (991 単位) 要介護1 (802 単位) 要介護2 (848 単位) 要介護3 (913 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		-10/100	1日につき -5単位	-1/100	-3/100	1日につき 14単位	1日につき +24単位						1日につき +120単位	1日につき +51単位
		(二) ユニオ型介護保健! (二) ユニオ型介護保健!		要介護4 (968 単位) 要介護5 (1,018 単位) 要介護1 (876 単位) 要介護2 (952 単位) 要介護3 (1,018 単位)																	1日につき +51単位
	(1) ユニナ・型 介護保健施設 サービス費(I)	(三) 経過的ユニ· 小型 介置 <ユニ·小型個室的多	景保健施設サービス費(i) 8床室>【基本型】	要介徴4 (1,077 単位) 要介徴5 (1,130 単位) 要介徴1 (802 単位) 要介徴2 (848 単位) 要介徴3 (913 単位) 要介徴4 (968 単位)																	1日につき +51単位
		(四) 経過的ユニ 水型介質 <ユニ 水型個室的身	悪保健施設サービス費(ii) ▶床室>【在宅強化型】	要介拠5 (1.018 単位) 要介拠1 (876 単位) 要介拠2 (952 単位) 要介拠3 (1.018 単位) 要介拠4 (1.077 単位)													Invok	10roh			1日につき +51単位
ロ ユニナー型 小様保健性的	(2) ユニット型 介護分産施設	(一) ユニナ型介護保健第 <ユニナ型介護保健第 (ユニナー型信室)【1	施設サービス費 療養を】	要介援5 (1,130 単位) 要介援1 (928 単位) 要介援2 (1,014 単位) 要介援3 (1,130 単位) 要介援4 (1,209 単位) 要介援5 (1,287 単位)											1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位 (週3日を 限度)	1日につき +120単位 (週3日を 限度)			
ロ ユニナ型 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(2) ユニナ型 介護分提施設 サービス責(目) <療養型も提 智護職員を配置>	(二) 経過的ユニオ型介質 <ユニオ・型個室的多	要保健施設サービス費 F床室>【常養型】	要介膜1 (928 単位) 要介膜2 (1,014 単位) 要介膜3 (1,130 単位) 要介膜4 (1,209 単位) 要介膜6 (1,287 単位)				×97/100													
	(3) ユニット型 介護保健施設 サービス費(目) く意変型と考慮: 着後オンコール体制 >	(一) ユニナ型介護保健第 <ユニナ型個重>【:	施設サービス費 療養を】	要介護1 (928 単位) 要介護2 (1,007 単位) 要介護3 (1,104 単位) 要介護4 (1,181 単位) 要介護5 (1,259 単位) 要介護1 (928 単位)																	
	看護オンコール体制>	(二) 経過的ユニナ型介質 <ユニナ・監督室的多	要保健施設サービス費 ド床室>【稼養型】	要介護2 (1,007 単位) 要介護3 (1,104 単位) 要介護4 (1,181 単位) 要介護5 (1,259 単位) 要介護1 (784 単位)																	
	(4) ユニナ型 ケ腰保健施設 サービス費(37) <ユニナ型特別介護 保健施設サービス費 >	(一) ユニナ型介護保健語 <ユニナ型保健室>	施設サービス費	要介護2 (832 単位) 要介護3 (894 単位) 要介護4 (948 単位) 要介護5 (997 単位) 要介護1 (784 単位)																	
注 外泊時費用		(二) 経過的ユニ州型介置 <ユニ州型個里的多	要保健施設サービス費 多床室>	要介護2 (832 単位) 要介護3 (894 単位) 要介護4 (948 単位) 要介護5 (997 単位)	入所者に対して	居宅における外泊で	と認めた場合、1月	こ6日を限度として形	「定単位数に代え	て1日につき362	単位を算定										
	宅サービスを利用する場合)		豪養型老健以外の場合	4.00-4	入所者に対して	居宅における外泊す	を認め、施設が在宅	サービスを提供した	場合、1月に6日	を限度として所定	単位数に代えて1	日につき800単位	を算定							-	
	(1) 死亡日以前31日以上4	5日以下 8	寮養型老健の場合 寮養型老健以外の場合	(1日につき 72単位を加算) (1日につき 80単位を加算)																	
注 ターEナル ケア加算	(2) 死亡日以前4日以上30	日以下 8	寮養型老健の場合 寮養型老健以外の場合	(1日につき 160単位を加算) (1日につき 160単位を加算)																	
	(3) 死亡日以前2日又は3日		東亜型老舗の場合 東亜甲老舗以外の場合	(1日につき 910単位を加算) (1日につき 850単位を加算)																	
	(4) 死亡日		春巻型名様の場合	(1日につき 1,900単位を加算) (1日につき 1,700単位を加算)					46	2											

Ī		
注 特別療養費	イ 療養体制維持特別加算(I) (1日につき 27単位を加算)	
注 療養体制維持特別加算	ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)	
ハ 初期加算	(1) 初期加算(I) (1日につき 60単位を加算) (2) 初期加算(II) (1日につき 30単位を加算)	
二 退所時栄養情報連携加算 水 再入所時栄養連携加算 (※2)	(1月につき1回を開度として70単位を加算)	意見である。
	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算) 在主強化型の場合 (1回につき 450単位を加算)	- - - - - - - - - - - - - -
へ 入所前後訪問指導加算(I)(※2)	在宅強化型以外の場合 (1回につき 450単位を加算)	及所的から入所者の自宅等を訪問して選所を参議したい生態数サービス計画の策定と及び影響方針の決定を行った場合に算定
へ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ) (※2)	在宅強化型以外の場合 (1回につき 480単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 480単位を加算)	(2) 大阪市から入所者の自宅等を訪問して退所を参加においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を存成した場合に講定
	(一) 試行的退所的指導加算 (400単位) 退所時情報提供加算(I)	② 人所開開が1月を超える人所者が試行的に選所する場合において、治証人所者及びその家族等に対して選所後の養養上の指導を行った場合
	(1) 退所帥等支援加 算 (二) 退所帥情報提供加算 選所帥情報提供加算(E) (250単位)	着や単に退死化・場合に、入所者の主治医単に対して、自放入所者の診療情報、心身の状況、生活世等の情報を提供化と場合 注 通用展集機能な入財化・場合に、自該基業機能に対し、入所者の心身の状況、生活医等の情報を提供化・場合
ト 退所時等支援等加算 (※2)	(三) 入退所前連携加算(I) (600単位)	位の政権が関係していた。日本に、東京政権が関係していた。人の日本では、日本に、マウィ南を大学がレー市会 日本で、任意文章等事業を入退所的か連携に、情報要決とサービス開発を行った場合
	(四) 入退所前連携加算(日)(400単位)(2) 訪問看護指示加算	
	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定) (1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急的に入院を受け入れる体制を確保している協力反應機関と連携している場合	 \$\frac{1}{2} \frac{1}{2}
チ 協力医療機関連携加算	(1月につき 50単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	
リ 栄養マネジメント強化加算	(1月につき 5単位を加算)	
ヌ 経口移行加算 (※2)	(異成多効単11 考に3日1)	is the state of th
ル 経口維持加算 (※2)	(1日につき 28単位を加算) (1) 経口維持加算(I) (1月につき 400単位を加算)	富貴貴の企業を表わない場合は、またしない。
··	(2) 経口維持加算(目) (1月につき 100単位を加算) (1) 口腔衝生管理加算(目) (1月につき 90単位を加算)	- 直の機能度(1)を重要していない場合による変化ない。
ヲ ロ腔衛生管理加算 (※2)	(1) 口腔衛生管理加算(I) (1月につき 90単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(I) (1月につき 110単位を加算)	定 歯科協議の指示を勢けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上作い、当膝入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的物質及び指導を行った場合
フ 療養食加算カ 在宅獲得支援機能加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
、 立て该市又域領部川県	(療養型老嫌に限り1日につき 10単位を加賞) かかりつけ低速携薬剤調整加賞(I)イ	
	(1) かかりつけ医連携 乗利調整加算(I) かかりつけ医連携乗利調整加算(I)ロ	
B かかりつけ医連携業剤調整加算 (※2)	(入所者1人につき1回を限度として70単位を加算) (2) かかりつけ張連携薬剤調整加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として240単位を加算)	
	(3) かかりつけ底連携薬剤調整加算(田) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)	
タ 緊急的施設療養費	療養型老養以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老養の場合	
	(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) (2) 特定治療	
レ 所定疾患施設療養費 (※2)	(1)所定疾患施股療養費(I) (1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定) (2)所定疾患施股療養費(II)	
	(1月に1回10日を服废に、1日につき480単位を算定) (1)認知症専門ケア加算(I)	
ソ 認知症専門ケア加算	(1日につき 3単位を加算) (2)認知症専門ケア加算(日) (1日につき 4単位を加算)	
ツ 認知症チームケア推進加算	(1)認知症チームケア推進加算(I) (1月につき 150単位を加算) (2)認知症チームケア推進加算(II)	
	(1月につき 120単位を加算) 豪養型老健以外の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
本 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老鐘の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ナ リハピリテーションマネジメント計画書情報加算 (※2)	(1) リハビリケーションマネジメント計画書情報加算(I) (1月につき 53単位を加算) (2) リハビリケーションマネジメント計画書情報加算(II)	
ラ 褥瘡マネジメント加算 (※2)	(1月につき 33単位を加算) (1) 研査マネジメント加算(I) (1月につき 3単位を加算)	
ラ 褥癒マネジメント加算 (※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(2) 蒋瘡マネジメント加算(II) (1月につき 13単位を加算) (1月につき 13単位を加算)	
ム 排せつ支援加算 (※2)	(1月につき 10単位を加算) (2) 接せつ支援加算(II) (1月につき 15単位を加算)	
	(3) 排せつ支援加算(車) (1月につき 20単位を加算)	
ウ 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 300単位を加算) (1) 科学的介護推進体制加算(I)	
4 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 付子の川鉄施塩体制加算(目) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護施速体制加算(目) (1月につき 60単位を加算)	
ノ 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を開度として20単位を算定)	
オ 高齢者施設等感染対策内上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(I)	
ク 新興感染症等施股療養費	(1月につき 5単位を加算)	
is a distance to the second	(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定) (1) 生産性向上推進体制加算(1) (1月につき 100単位を加算)	
ヤ 生産性内上推進体制加算	(2) 生産性向上推進体制加算(II) (1月につき 10単位を加算) (1) サービス提供体制強化加算(I)	
マ サービス提供体制強化加算	(1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(目)	
	(1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(目) (1日につき 6単位を加算)	
	(1) 介護雅書等依拠改善加算(I) (1日につき +所定員や×75/1000) (2) 介護雅書等依拠改善加算(I)	工 至東東的社(中心文章で上が重要に上述的歌の会社
	(1月につき +所定量位×71/1000) (3) 介揮機員等係再改善加算(目) (1月につき +所定単位×54/1000)	
	(4) 合理機器等級混改善加算(II) (1月につき +所す単位×44/1000) (一)合理機器等級混改器加算(V)(1)	
	(1月につき 十所定量的×67/1000) (二)合併随量等低退改業加度(V)(2) (1月につき 十所定量的×65/1000)	
	(三) 今課題員等係再改善加賀(V)(3) (1月につき 十所定員的×63/1000) (四) 今課題員等係再改善加賀(V)(4)	
ケ 介護職員等係表決善加盟	(1月につき +所定単位×61/1000) (五) 合揮機量等位再改善加賀(V)(5) (1月につき +所定単位×57/1000)	
	(六)合理機器等低減改業加算(V)(6) (1月につき +所定単位×53/1000) (七)合理機器等低減改業加賀(V)(7)	
	(5) 介護職員等処遇 改善加重(V) (八)介護職員等収退改業加重(V)(8) (八)介護職員等収退改業加重(V)(8) (1月につき +所定単位×46/1000)	
	(九)合併随着等低減改集加度(V)(9) (1月につき → 形文単位×4月/1000) (十)合併随着等低減改業加度(V)(10)	
	(1月につき - 所定単位×44/1000) (1+-) 介護随着等机高改善加賀(V)(11) (1月につき - 所定単位×34/1000)	
	(十二)介護難員等机表改善加賀(V)(12) (1月につき 十所字単位×40/1000) (十三)介護難員等机高改善加賀(V)(13)	
	(1月につき - 所定量位×31/1000) (十四)介障障量等机高度要加度(V)(14) (1月につき - 所定単位×24/1000)	
※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用	する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実 ※2)を適用しない。	物加算を適用しない。

B PT-OT-STIL-26人長配置減算を合理され、按照集中ルビジテーシルで振動車、影響を提集している。 1 (4) とはないできる人民の理解する場合には、按照集中ルビジテーシルで振動車、影響を控集機やレジアナーシルで振動車、 1 (4) とはないできる場所である。 1 (4) とはないできる場所である。 2 (4) とないできる。 2 (4) とないできる。 2 (4) とないできる。 2 (5) とないできる。 2 (5) とないできる。 2 (6) とないできる。 2 (6) とないできる。 2 (6) とないできる。 2 (7) とないで

介護サービス

:令和6年6月改定箇所

- I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - 二 (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費
- Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護福祉施設サービス
 - 2 介護保健施設サービス
 - 3 (削除)
 - 4 介護医療院サービス

	Æ	本部分		夜勤を行う職 質の勤務係 件基準を測た さない場合	主 利用者の教 及び入所教 の者の教 の合計教 が 入所を超 える場合	医師、智捷職員、理学療法法 資具、理学療法法 生物・受力・ 生物・ 生物・ 生物・ 生物・ 生物・ 生物・ 生物・ 生物・ 生物・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学	注 常勤のユニットリーダーをユニット等に記 置していない 等ユニットアトにおける体制 が未整備であ る場合	注 身体拘束施 止未実施滅 算	注 萬數者虚稱 助止指置未 実施減算	注 兼務經統計 匯未策定減 算	注 夜歌職員配 實加算	注 個別ハピリ テーション実 施加算	注 認知症ケア加 算	注 認知程行動。 心理症状聚 急対応加算	注 緊急短期入 所受入加算	注 若年性認知 經利用者受 入加算	注 重皮療養管 理加算	在宅後俸·在 宅療養支援 模能加算 (I)	注 在宅接簿·在 完接数加算 (E)	注 利用者に対し て逃避を行う 場合
		a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【基本型】	要介護1 (753 単位) 要介護2 (801 単位) 要介護3 (864 単位) 要介護4 (918 単位)															1日につき +51単位		
		b 介護老人保健施設 短期入所像養介護費(ii) <従来型偏室>【在宅強化型】	要介接5 (971 単位) 要介接1 (819 単位) 要介接2 (893 単位) 要介接3 (958 単位) 要介接4 (1,017 単位)																1日につき +51単位	
	(一) 介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (I)	c 介護老人保健施設 短期入所像委介護費(iii) 〈多床室〉【基本型】	要介接5 (1,074 単位) 要介接5 (1,074 単位) 要介接1 (830 単位) 要介接2 (880 単位) 要介接3 (944 単位) 要介接4 (997 単位)														1日につき +120単位 (要介援4・5 に限る)	1日につき +51単位		
		d 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(iv) <多床室>【在市強化型】	要介接5 (1,052 単位) 要介接1 (902 単位) 要介接2 (979 単位) 要介接3 (1,044 単位) 要介接4 (1,102 単位)																1日につき +51単位	
	(二) 介膜老人保健施設 短期入所療養介護費 (目)	a 介護老人保健施設	要介護5 (1,161 単位) 要介護1 (790 単位) 要介護2 (874 単位) 要介護3 (992 単位) 要介護4 (1,071 単位)									1日につき +240単位								
(1) 介護老人保健施設短期 入所療養介護費 (1日につき)	短期人所療養介護費 (目) <療養型老健: 看護職員を配置>	b 介護老人保健施設 短期入所像養介護費(ii) <多床室>【像養型】	要介接5 (1,150 単位) 要介接1 (870 単位) 要介接2 (956 単位) 要介接3 (1,074 単位) 要介接4 (1,154 単位)										1日につき +76単位							
	(三) 介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (正)	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(i) <従来型価室>【療養型】	要介接5 (1,231 単位) 要介接1 (790 単位) 要介接2 (868 単位) 要介接3 (965 単位) 要介接4 (1,043 単位) 要介接5 (1,121 単位)																	
	(II) <療養型老健: 習護オンコール体制>	b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ii) <多床室>【療養型】	要介護3 (1,045 単位) 要介護3 (1,046 単位) 要介護3 (1,046 単位) 要介護4 (1,124 単位) 要介護5 (1,203 単位)																	
	(四) 介膜老人保健施設 短期入所療養介膜費 (W)	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(i) <従來型個室>	要介護1 (738 単位) 要介護2 (784 単位) 要介護3 (848 単位) 要介護4 (901 単位) 要介護5 (953 単位)																	
	(N) <特別介膜老人保健施設 短期入所療養介護費>	b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (813 単位) 要介護2 (863 単位) 要介護3 (925 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,031 単位)								181:28			1日につき +200単位	10:	181:08				
		a ユニ·水型介護老人保健施設 短期入所像整介護費(i) <ユニ·水型個堂>[基本型]	要介護1 (836 単位) 要介護2 (883 単位) 要介護3 (948 単位) 要介護4 (1,003 単位) 要介護5 (1,056 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		-1/100	-1/100	-1/100	+24單位			(7日間を 限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを 得ない事情が ある場合は1 4日)を限度)	+120単位		1日につき +51単位		片道につき +184単位
	(一) ユニッ・型介護老人 保健施設短期入所療養 介護費(1)	b ユニ・小型介護老人保健施設 短期入所像整介護費(ii) <ユニ・小型個堂>【在市強化型】	要介護5 (1,165 単位)														1日につき +120単位		1日につき +51単位	
	介護費(I)	 超過的ユニ・小型介護者人保健施設 短期入所療養介護費(i) <ユニ・小型偏室的多床室> (基本型) 	要介護1 (835 単位) 要介護2 (883 単位) 要介護3 (948 単位) 要介護4 (1,003 単位) 要介護4 (1,056 単位)														+120単位 (要介護4-5 に限る)	1日につき +51単位		
		d 経過的ユニ・小型介護者人保健施 設 短期入所療養介護費(ii) <ユニ・小型偏室的多床室> 【在宅強化型】	要介護2 (263 単位) 要介護3 (1,048 単位) 要介護4 (1,105 単位) 要介護5 (1,165 単位)									1日につき							1日につき +51単位	
(2) ユニット型介護老人保健 施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(二)ユニッ・型介護老人 保健施設短期入所療養 介護費(三) ・保養型を健: 智護額を配置>	a ユニ・小型介護老人保健施設 短期入所像養介護費 <ユニ・小型偏室>【像養型】	要介膜1 (959 単位) 要介膜2 (1,043 単位) 要介膜3 (1,162 単位) 要介膜4 (1,242 単位) 要介膜5 (1,319 単位)				×97/100					十240年位								
(1日につき)	<療養型老健: 看護職員を配置>	b 経過的ユニ・小型介護老人保健施 設 短期入所療養介護費 <ユニ・小型信室的多床室> 【療養型】	要介護1 (959 単位) 要介護2 (1,043 単位) 要介護3 (1,162 単位) 要介護4 (1,242 単位) 要介護5 (1,319 単位)																	
	(三)ユニット型介護老人 保健施設短期入所療養 介護費(国) (療養型名健: 看護オンコール体制>	a ユニ小型介護老人保健施設 短期入所療養介護費 <ユニ小型個室>【療養型】	要介援1 (959 単位) 要介援2 (1,037 単位) 要介援3 (1,135 単位) 要介援4 (1,213 単位) 要介援5 (1,291 単位) 要介援5 (959 単位)																	
	<象景型名健: 看技オンコール体制>	b 経過的ユニ外型介護老人保健施 設 短期入所療養介護費 ベエハ・型信室的多床室> 【療養型】	要介護1 (2027 単位) 要介護2 (1,037 単位) 要介護3 (1,135 単位) 要介護4 (1,213 単位) 要介護5 (1,291 単位) 要介護5 (818 単位)																	
	(四) ユニット型介護老人 保健施設短期入所療養 介護費(別) ベユニット型特別介護 老人保施設短期入所 療養介護費>	a ユニ・小型介護老人保健施設 短期入所像整介護費 <ユニ・小型個堂>	要介護1 (818 単位) 要介護2 (868 単位) 要介護3 (929 単位) 要介護4 (983 単位) 要介護5 (1,035 単位) 要介護1 (818 単位)																	
	老人保健施設短期入所 療養介護費> (一) 3時間以上4時間未満	b 経過的ユニ·小型介護老人保健施 設 短期入所療養介護費 <ユニ·小型信室的多床室>	要介護2 (856 単位) 要介護2 (856 単位) 要介護3 (929 単位) 要介護4 (983 単位) 要介護5 (1,035 単位) (664 単位)														1800#			
(3) 特定介膜老人保健施設 短期入所療養介護費	(二) 4時間以上6時間未満 (三) 6時間以上8時間未満		(927 単位) (1,296 単位)									1日につき +240単位				1日につき +60単位	+60単位 (要介護4・5 に限る)			
主 特別療養費		(一)療養体制維持特別加算(I)	(1日につき 27単位を加算)																	
注 療養体制維持特別加算		(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 67単位を加算)																	
(4) 総合医学管理加算 (5) 口腔連携強化加算			要に、1日につき275単位を加算) D単位を加算(1月に1回を限度))																	
(6) 療養食加算		(1回につき 8	B単位を加算(1日に3回を限度))																	
(7) 認知在専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(1)(二)認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を加算)																	
			(1日につき 4単位を加算) の場合																	
(8) 緊急時施設療養費		(1月に1日 産業型を提の後)	の機合 副四名開度に、1日につき518単位を集定) 合 副四名開度に、1日につき518単位を集定)																	
(9) 生產性內上推進体制加算		(一) 生産性向上指遺体制加算(I)(二) 生産性向上推遺体制加算(I)	(1月につき 100単位を加算) (1月につき 10単位を加算)																	
(10) サービス提供体制強化加算	E	(一) サービス提供体制強化加算(1)(二) サービス提供体制強化加算(1)(三) サービス提供体制強化加算(1)) (1日につき 22単位を加算)) (1日につき 18単位を加算)																	
	(一) 个牌雕員等机遇改善加盟	(I)	(1日につき 6単位を加算) つき +所定単位×75/1000)	注 所定単位は、((1)から(10)まで	により質 ました	単位数の会計													
	(二) 介護國昌等弘典改善加盟	(II) (18c-	つき +所定単位×71/1000)																	
	(四) 介護國皇等弘清改善加盟	(18c-	つき +所定単位×54/1000)																	
		(1月IS* <u>6 今韓聯書等祭得改等地質(V)(1)</u> (1月IS*	つき 十市定単位×44/1000) 日につき 十所定単位×67/1000)																	
		 ○ 小様編員等級選出等地質(V)(2) (3) ○ 小様編員事業の選出等地質(V)(3) 	月につき 十冊字単位×65/1000)																	
		(1 ② 小陸國國等級河西等地區(V)(4)	月につき 十悪穿着位×63/1000)																	
(11) - 介護職員等低調改善加		(1 c の開発者を再改算が取(V)(5) (1	日につき 井宇皇位×61/1000) 日につき 井宇皇位×57/1000)																	
		f 企構聯售等祭清改善加華(V)(6) (1	月につ声 士服宇単位×53/1000)																	
	(五) 介護職員等品演改善地軍(V)	2 (1日本日本公共大学加美(V)(7) (1 (1) (1日本日本公共大学(V)(8)	月につき 井原皇皇位×52/1000)																	
		(1 人介護國長等級再次長均夏(V)(9)	1月につき 士服宇教物×46/1000)																	
		(1) - 分解聯書等依其改善地質(学)(10)	月にフ倉 士服定単位×48/1000) 月にフ倉 士服定単位×44/1000																	
		(1. 小國國國軍委員会等計畫(A)(11) (1. 小國國國軍委員会等計畫(A)(11) (1. 小國國國軍委員会等計畫(A)(11)	日につき 井原学園位×44/1000 日につき 井原学園位×44/1000 日につき 井原学園位×36/1000																	
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	Bico# + 東京集社×44/1000 Bico# + 東京集社×44/1000 Bico# + 東京集社×96/1000 Bico# + 東京集社×40/1000																	
		COMMENSATION OF THE PROPERTY O																		

⁴⁹

介護予防サービス

:令和6年6月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - 二 (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造 介護予防支援費

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

	£	本部分		夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法主又は 言語秘差上 にのは たない場合	注 常動のユニット リーダーをユニット 作的に配置してい ない等ユニットケ アにおける体制 が未整備である 場合	注 身体拘束廃止 未実施減算	注 高齢者 虚特防止措置未実施減算	注 業務総統計画 未策定減算	注 夜動職員配置 加算	注 個別ハビリテーション実施加算	注 認知在行動·心 理症状聚急对 応加算	注 若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復傳·在 宅療養支援被 能加算(I)
	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所應數介護實(I)	a 介護を人保健施設介護 予防定期入所機業介護費(i) く従来を信息で【基本型】 D 介護を人保健施設介護費(ii) く従来を保健施設で第一次 (で 大きを開業のでは、100円 で 大きを、保健施設ができる。 予防定期入所機等介護費(iii) く多床金ン【基本型】	要支援1 (579 単位) 要支援2 (726 単位) 要支援1 (632 単位) 要支援2 (778 単位) 要支援1 (613 単位) 要支援2 (774 単位)												1日につき +51単位 1日につき +51単位
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 褒養介護費 (1日につき)	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護責(目) <療養型老後士者披職員を配置>	介護老人保健施設介護 予防短期入所要介護費(w) <多床室>[在宅強化型] 介護老人保健施設介護 予防短期入所要条介護費(i) <従来型個室>[康養型] り介護老人保健施設介護 予防短期入所意介護費(i) <多床室入信養室)	要支援1 (672 単位) 要支援2 (834 単位) 要支援1 (583 単位) 要支援2 (730 単位) 要支援1 (622 単位) 要支援2 (785 単位)									1日につき +240単位			
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養/護費(国) 〈療養型老徒:看護オンコール体制〉	a 介護を人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(1) く従来型価値で1(稼費型) b 介護を人保健施設介護 予防短期入所療象介護費(i) <多床室>【療養型) a 介護を人保健施設介護 予防短期入所療象介護費(i)	要支援1 (583 単位) 要支援2 (730 単位) 要支援1 (622 単位) 要支援2 (785 単位) 要支援1 (566 単位)												
	(四) 介德老人保健施設分便予防 短期人所應多介健實(別) <特別介護老人保健施設 介護予助短期人所應要介護費>		要支援2 (711 単位) 要支援1 (601 単位) 要支援2 (758 単位) 要支援1 (624 単位) 要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +24単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位
	(一)ユニ水型介膜を人保健施設 介援予防短期人所療養介護費(I)	b ユニッ型介護を、保健施設介護 予防短期入所療養介護費(*) ベニニッ型衛軍ン【在予報化型】 c 経過的ユニッ型分譲を人保健腕 予防短期入所療療介護費(*) d 経過的ユニッ型衛軍の非主ン【基本 d 経過的ユニッ型の指数を入保健腕 予防短期入所養療介護費(*)	型】 要支援2 (789 単位) 设介護 要支援1 (680 単位)												1日につき +51単位
(2) ユニ·小型介護老人 保健施設介護予防 短期入院等防 短期入院等 (1日につき)	(二) ユニオ型介護を人保健施設 介護予助短期入所養養介養養(目) <療養型老便:看護職員を配置>	〈ユニッ型標室的多床室>【在宅 aュニッ型介接き、保健施設介接 予防短期入所確介の企業 〈ユニップ型研室>【原業型】 D 経過的ユニッ型介護を人保健施 予防短期入所療象介護責 〈ユニップ型の企業の企業を】【像 aュニッ型介接を人保健施設介援	要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)				×97/100					1日につき +240単位			
	(三) ユニッ型介護を人保健施設 介護予防短期人所需要介護費(目) <需要型名徳:看護オンコール体制> (四) ユニット型介護を人保健施設	a ユーケモア体を人体使能級が7後 予防短期入院療針/後妻 くユニッ型信室ン(藤妻生) お通的ユニッ型・(藤老人保健施) 予防短期入所療養が後妻 くユニッ型・(藤老人保健施設介後 予防短期及期入所療養/後妻 くユニッ型の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	要支援2 (817 単位) 股介護 要支援1 (653 単位)												
注 特別療養費	介援予防短期入所像養介援費(IV) <ユニック型特別介護老人保健施設 介援予防短期入所療養介護費>	b 経過的ユニット型介護老人保健施設 予助短期入所療養介護費 <ユニット型個室的多床室>	及介護 要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)												
注 療養体制維持特別加算		(一)療養体制維持特別加算(I) (二)療養体制維持特別加算(I)	(1日につき 27単位を加算) (1日につき 57単位を加算)												
(3) 総合医学管理加算		(利用中に10	日を限度に、1日につき275単位を加算)												
(4) 口腔連携強化加算			つき +50単位(1月に1回を限度))												
(5) 療養食加算		(1回に (一)認知症専門ケア加算(I)	こつき 8単位を加算(1日に3回を限度))]]											
(6) 認知症専門ケア加算 (7) 緊急時施設療養費		(一) 緊急時治療管理 療養型老健	(1日につき 3単位を加算) (1日につき 4単位を加算) 以外の場合 日を限度に、1日につき518単位を算定) の場合 日を限度に、1日につき518単位を算定)												
(8) 生產性向上推進体制加	算	(二) 特定治療 (一) 生産性向上推進体制加算(I) (二) 生産性向上推進体制加算(II)	(1月につき 100単位を加算)												
(9) サービス提供体制強化		(一) サービス提供体制強化加算(I (二) サービス提供体制強化加算(II (三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 22単位を加算)) (1日につき 18単位を加算)												
(O) ONDERENZORO		- CARLA SERVICIO	(1月につき +所定単位×75/1000)	正 田田県の北(1)	ed (dia cri ave	rla Bubrah									

1日につき +51単位

1日につき +51単位

1日につき +51単位

1日につき +51単位

片道につき +184単位

^{: 「}特別需要者」と「製品施設等基準」、「サービス提供体制操化加度」及び「介援商品の名談改等加度」は、支給商産等管理の対象外の基準項目 ※ 身体列来側は未実態高減については存相/年4月1日から出門 ・ 資本製造材・商本業を減減については、高発他の予防及び54,延6所はかための動物の整備及び5余災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの意恵用しない。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

: 令和6年4月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年(2024年)2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

覧表」の案です。 一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

(別紙1、1-2)

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表(介護老人保健施設・(介護予防)短期入所療養介護)

接供サービス 施設等の区分 人員配置区分	LIFEへの登録 割引
名サービス共通 地域区分 □ 1 1級地 □ 6 2級地 □ 7 3航地 □ 2 4級地 □ 3 5級地 □ 4 6級地 □ 9 7級地 □ 5 その他	
立編集数を所す後 ロコ 甘油町 ロ C 2-2-2-2-11 ちょ	
日 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 to L 2 & 9

		夜間勤務条件基準 □ 1 基準型 □ 6 滅算型 □ 1 なし	
		日 1 位し 日 2 医師 日 3 書題職員 日 4 介護職員 日 2 あり 日 3 年 2 日 3 年 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3	1
		ユニットケア体制 ロ 1 対応不可 ロ 2 対応可	- 1
		身体拘束廃止取組の有無 ロー1 減算型 ロー2 基準型	- 1
		安全管理体制 口 1 減算型 口 2 基準型	- 1
		高齢者虐待防止措置実施の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型	- 1
		業務継続計画策定の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型	- 1
		栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	- 1
		交動職員配置加算	- 1
1		認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ロー1 なし ロー2 あり	- 1
		認知確ケア加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	- 1
1		若年性認知症入所者受入加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	1
	□ 5 介護保健施設(II)	ターミナルケア体制 ロ 1 なし ロ 2 あり	- 1
	□ 6 ユニット型介護保健施設(Ⅱ)	特別療養費加算項目 🗆 🗆 重症皮膚潰瘍管理指導 🗆 2 薬剤管理指導	- 1
□ 52 介護保健施設サービス	□ 7 介護保健施設(II)	家養体制維持特別加算Ⅰ □ 1 なし □ 2 あり	- 1
	□ 8 ユニット型介護保健施設(Ⅲ)	豪養体制維持特別加算Ⅱ □ 1 なし □ 2 あり	1
		栄養マネジメント強化体制 □ 1 なし □ 2 あり	- 1
		家養食加算 ロー1 なし ロー2 あり	- 1
		認知症専門ケア加算 □ 1 なし □ 2 加算 1 □ 3 加算 1	- 1
		認知症チームケア推進加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	- 1
		Unk'リテ-ション提供体制 ロ 1 リハヒ'リテ-ション指導管理 ロ 2 言語聴覚療法	- 1
		97/12 92 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1
		リハビリ計画書情報加算 □ 1 なし □ 3 加算 1 □ 2 あり 加算 II	1
		排せつ支援加算 □ 1 なし □ 2 あり	1
		自立支援促進加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	1
		科学的介護推進体制加算 ロー1 なし ロー2 あり	1
		安全対策体制 ロー1 なし ロー2 あり	1
		高齢者施設等際染対策向上加算 1 1 なし 0 2 あり	I
		高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ □ 1 なし □ 2 あり	1
		生産性向上推進体制加算 ロ 1 なし ロ 2 加算 1 ロ 3 加算 1	
		サービス提供体制強化加算 ロ 1 なし ロ 6 加算 1 ロ 5 加算 1 ロ 7 加算 1	
		介護職員処遇改善加算 🔲 1 なし 🔲 6 加算 1 🗎 5 加算 1 🗎 2 加算 1	
		介護職員等特定処遇改善加算 ロ 1 なし ロ 2 加算 1 ロ 3 加算 1	
1		介護職員等ペースアップ等支援加算 □ 1 なし □ 2 あり	

			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	🗆 1 なし	
			職員の欠員による滅算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員	□ 2 あり	
				□ 8 言語聴覚士	1	71
			ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	<u> </u>	7 1
			身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		/
			安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型		/ [
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		/
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	□ 1 なL □ 2 あり] /	
□ 52	介護保健施設サービス	□ 9 介護保健施設(IV)	夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり	"] /	
		□ A ユニット型介護保健施設(IV)	認知症ケア加算	□ 1 なし □ 2 あり	I /	
			若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり] /	
			ターミナルケア体制	□ 1 なし □ 2 あり	T /	
			栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 あり] /	
			療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II] /	
			認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
			生產性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ] /	
			介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ	/	
				□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり	1 /	

				夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	_ 🛮 1 なし	
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	□ 2 あり	1 /
				職員の火員による減算の仏流	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士	╛	1 /1
				ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可]	1 / 1
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 滅算型 □ 2 基準型		1 / 1
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		1 / 1
				夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり	_	1 / 1
				認知症ケア加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 / 1
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 / 1
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	1	1 / 1
□ 22	短期入所療養介護	□ 1 介護老人保健施設(I)	□ 1 基本型	送迎体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	-	/
	THE TOTAL STATE OF THE STATE OF	ロ 2 ユニット型介護老人保健施設(I)	口 2 在完強化型	口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり	-	1 / 1
		D C) This Dymanus (1)	a a banda	療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	_	1 / 1
				認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加草Ⅰ □ 3 加草Ⅱ	-	1 / 1
				生産性面上推進体制 加質	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算I	-	1 / 1
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ	_	1 / 1
						-	1 / 1
				併設本体施設における介護職員等特 定処遇改善加算Iの届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		1/ 1
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算I □ 5 加算I □ 2 加算II	1	1/
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	1	1/
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	V
				夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	
					□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	■ □ 2 あり	1 /
				職員の欠員による滅算の状況	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士		1 /1
				ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	-	1 / 1
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	<u> </u>	1 / 1
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	=	1 / 1
				夜勤職員配置加算	□ 1 なL □ 2 あり	=	1 / 1
				リハヒリテーション提供体制	□ 1 言語聴覚療法 □ 2 精神科作業療法 □ 3 その他	-	1 / 1
				認知症ケア加算	□ 1 なし □ 2 あり	-	1 / 1
1			1	若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	7	/
			1	送迎体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	1 / 1
			1	特別療养費加算項目	□ 1 重症皮膚溃疡管理指導 □ 2 薬剤管理指導	-[1 / 1
П 22	短期入所審養介護	□ 5 介護老人保健施設(II)	1	市の原収員の升級日 寮養体制維持特別加算	□ 1 なし □ 2 あり	-1	1 / 1
U	702-9017 (1711)(C34) 11 B30	□ 6 ユニット型介護老人保健施設(II)		療養体制維持特別加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり	-	1 / 1
		□ 7 介護老人保健施設(Ⅲ)		原 3年 1年 1年 19 19 79 79 79 7日 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	□ 1 なし □ 2 あり	-	1 / 1
		□ 8 ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)	1	<u>□社建房後に加昇</u> 寮養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	-	1 / 1
		ロ 0 ユニット至川政心人体健能設(皿)	1	認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算I	-1	1 / 1
1			1	能知証券門グア加昇 生産性向上推進体制加算	1 1 2	-	1 / I
1			1	生産性同工推進体利加昇サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅱ	-	1/ 1
1			1		O 1 4C O 0 MH1 O MH1 O / MH1	-	1/
				併設本体施設における介護職員等特 定処遇改善加算Iの届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		1/
1			1	介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ	7	1/ 1
			1	介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	7	1/
1			1	介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	V

				夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	□ 2 あり	1 /1
				職員の欠員による新昇の状況	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士		1 /1
				ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	1 / 1
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		1 / 1
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		1 / 1
				夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 / 1
				認知症ケア加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 / 1
22	短期入所療養介護	□ 9 介護老人保健施設(N)		送迎体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	1 / 1
		□ A ユニット型介護老人保健施設(IV)		口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
				療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
1				認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II	1	1 / 1
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加抑Ⅰ □ 3 加抑Ⅱ		1 / 1
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		1 / 1
				併設本体施設における介護職員等特 定処遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		/
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ		17 1
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		1/ 1
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		V I
				夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	
				聯員の欠員による滅簞の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	□ 2 あり	1 /
				戦員の大員による滅鼻の仏光	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士		1 /1
				ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		/
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		1 / 1
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		1 / 1
				夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり		/
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
				在宅復帰·在宅療養支援機能加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		1 / 1
				送迎体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		1 / 1
				口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
25	介護予防短期入所療養介護	□ 1 介護老人保健施設(I)	口 1 基本型	療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
		ロ 2 ユニット型介護老人保健施設(I)	□ 2 在宅強化型	認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II]	1 / 1
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		/
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		/
				併設本体施設における介護職員等特 定処遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ		1/ 1
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		1/
1				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	V

			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	ロ 1 なし	
			区同期仍未开塞平	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	D 2 50	1 /
			職員の欠員による滅算の状況	口 5 理学療法士 口 6 作業療法士 口 7 言語聴覚士	L 2 0,7	1 /
			ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		1 /
			本幹子素体はより需要はの方便	□ 1 減算型 □ 2 基準型		1 /
			業務終続計画策定の有無	口 1 減算型 口 2 基準型		1 /
			を	ロ 1 なし ロ 2 あり	•	1 /
			校劃縣員配置川昇 若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	-	1 /
			名 生 江 配 刈 並 利 用 目 支 八 加 昇 送 迎 体 制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		1 /
			特別審養書加算項目	□ 1 重症皮膚溃瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導	1	1 /
		□ 5 介護老人保健施設(II)	初の原本資本が 寮養体制維持特別加算 I	□ 1 なし □ 2 あり		1 /
II 25	介維 不能 等 防御 整 介維 	 □ 6 ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ) 	審養体制維持特別加算Ⅱ	□ 1 なL □ 2 あり	1	1 /
L 20	71 BR 7 W7722997 (171 MC24 71 BR	□ 7 介護老人保健施股(Ⅲ)	口腔連携強化加算	□ 1 なL □ 2 あり		1 /
		□ 7 月級セス体験施設(Ⅲ) □ 8 ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)	容養食加質	□ 1 なL □ 2 あり		1 /
		日 0 ユニクト至川級七八体隆旭級(皿)	認知症専門ケア加算	口 1 なし 口 2 加算Ⅰ 口 3 加算Ⅱ	1	1 /
			リハヒリテーション提供体制	□ 1 言語聴覚療法 □ 2 精神科作業療法 □ 3 その他	1	1 /
			生産性のト華港仕組の第	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅰ		1 /
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		1 /
			併設本体施設における介護職員等特			1 /
			定処遇改善加算Ⅰの届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		1 /
			介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ	1	17
			介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		1/
			介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		V
			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	i ,
				□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	□ 2 あり	1 /
			職員の欠員による滅算の状況	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士		1 /
			ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	1 /
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		1 /
I			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		1 /
			夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 /
			若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 /
I			送迎体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	1 /
25	介護予防短期入所療養介護	□ 9 介護老人保健施設(IV)	口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 /
		□ A ユニット型介護老人保健施設(IV)	療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 /
I			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	1	1 /
			生產性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		/
I			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ	1	1 /
			併設本体施設における介護職員等特	D 1 to 1 D 0 to 1	1	1 /
I			定処遇改善加算Ⅰの届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		1 /
			介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ		17
1	l		介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	1	17

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

:令和6年6月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年(2024年)2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の実際である。

一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いします。 なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参

照ください。

1	事業所番号					

	提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の	他 該 当 す る 体 制 等 LIFEへの登録 割引	\Box
	各サービス共通			地域区分	□ 1 1級地 □ 6 2級地 □ 7 3級地 □ 2 4級地	$\overline{}$
					□ 3 5級地 □ 4 6級地 □ 9 7級地 □ 5 その他	
			1	夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型 □ 1 なし	
I			1	1	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 2 あり	- 1
			1	職員の欠員による減算の状況	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員	- 1
I			1	L	□ 8 言語聴覚士	- 1
I			1	ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	- 1
				身体拘束廃止取組の有無	口 1 減算型 口 2 基準型	- 1
				安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型	- 1
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	- 1
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	1
				栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	□ 1 なL □ 2 あり	1
I			1	夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり	I
			1	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	□ 1 なし □ 2 あり	l
				認知症ケア加算	□ 1 なし □ 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	
52	介護保健施設サービス	□ 1 介護保健施設(I)	口 1 基本型	在宅復帰 在宅療養支援機能加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	
		□ 2 ユニット型介護保健施設(I)	□ 2 在宅強化型	ターミナルケア体制	1 to 0 2 a b 9	
				栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 あり	
				療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	
				認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	
				認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	
				リハビリ計画書情報加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ	
				褥瘡マネジメント加算	□ 1 なし □ 2 あり	
				排せつ支援加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			1	自立支援促進加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			1	科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			1	安全対策体制	□ 1 なし □ 2 あり	
I			1	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり	
			1	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり	
			1	生產性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算I	
			1	サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ	
			1		□ 1なし □ 6 加算I □ 5 加算I □ 2 加算I □ 7 加算I	
			1		□ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ □ B 加算V(1)	
			1	企業職員等処遇改善加笠	□ C 加妳V(2) □ D 加妳V(3) □ E 加妳V(4) □ F 加妳V(5)	
			1	The state of the state of	□ G 加算V(6) □ H 加算V(7) □ J 加算V(8) □ K 加算V(9)	
			1		□ L 加算V(10) □ M 加算V(11) □ N 加算V(12) □ P 加算V(13)	
			1		□ R 加算V(1 4)	
			1	介護職員等特定処遇改善加算	日 十なし 日 2加算1 日 3加算1	
				介護職員等ベースアップ等支援加算	미 1 なし 미 2 あり	

		夜間勤務条件基準	
		日 1 なし 日 2 医師 日 3 看談職員 日 4 介護職員 日 2 あり 職員の欠員による滅算の状況 日 5 理事権法士 日 6 作業療法士 日 7 介護支援専門員 日 8 言語験業士	/
		ユニットケア体制 □ 1 対応不可 □ 2 対応可	- /
		身体拘束廃止取組の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型	1 1
		安全管理体制 口 1 減算型 口 2 基準型	- 1 1
		高齢者虐待防止措置実施の有無 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型	1 1
		業務継続計画策定の有無 口 1 減算型 口 2 基準型	1 1
		栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	
		夜勤職員配置加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	1 1
		認知症短期集中リハヒリテ-ション実施加算 □ 1 なし □ 2 あり	
		器知症ケア加算 □ 1 なし □ 2 あり	_ _ / _!
1 1		若年性認知症入所者受入加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	
	□ 5 介護保健施設(II)	ターミナルケア体制 ロ 1 なし ロ 2 あり	
	□ 6 ユニット型介護保健施設(I)	特別療養費加算項目 🗆 1 重症皮膚溃瘍管理指導 🗆 2 薬剤管理指導	
□ 52 介護保健施設サ	·ビス □ 7 介護保健施設(Ⅲ)	療養体制維持特別加算 I □ 1 なし □ 2 あり	1
	□ 8 ユニット型介護保健施設(II)	療養体制維持特別加算	
		栄養マネジメント強化体制 ロ 1 なし ロ 2 あり	
		療養食加算 □ 1 なし □ 2 あり	1 1
		認知症専門ケア加算 □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 I	1 1
		認知症チームケア推進加算 □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 I	
		ツルビリテーション提供体制 ロ 1 リルビリテーション指導管理 ロ 2 宮部聴覚療法	1 1
		□ 3 精神科作業療法 □ 4 その他	
		リハビリ計画書情報加算 □ 1 なし □ 3 加算 I □ 2 加算 I	1 1
		排せつ支援加算 ロー1 なし ロー2 あり	1 1
		自立支援促進加算 ロー1 なし ロー2 あり	
		科学的介護推進体制加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	1 1
		安全対策体制 □ 1 なし □ 2 あり	1 /
		高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ □ 1 なし □ 2 あり	1 1
		高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ □ 1 なし □ 2 あり	1 1
		生産性向上推進体制加算 □ 1 なし □ 2 加算 Ⅱ □ 3 加算 Ⅱ	1 1
		サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 6 加算 Ⅰ □ 5 加算 Ⅱ □ 7 加算 Ⅲ	1.1
		□ 1 なレ □ 8 加算 □ □ 6 加算 □ □ 2 加算 □ □ 7 加算 □ □ 8 加算 □ □ 9 加算 □ □ A 加算 ▼ □ B 加算 ▼ (1) □ □ 0 加算 ▼ (2) □ □ D 加算 ▼ (3) □ □ E 加算 ▼ (4) □ □ F 加算 ▼ (5) □ □ G 加置 ▼ (6) □ □ H 加算 ▼ (7) □ □ J 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (8) □ ▼ (7) □ □ F 加算 ▼ (7) □ □ □ F 加算 ▼ (7) □ □ F 加加 ▼ (7) □ □ F 加	
		□ L 加票V(10) □ M 加票V(11) □ N 加票V(12) □ P 加票V(13) □ R 加票V(14)	1/
		<u> </u>	V

			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 滅算型	□ 1 なし
			職員の欠員による滅算の状況	□ 1 なし □ 2 医節 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 8 言語聴覚士	2
			ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	7 /
			身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	7 1 /
			安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型	7 1 /
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	7 1 /
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	7 /
			栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	ロ 1 なし ロ 2 あり] /
□ 52	介護保健施設サービス	□ 9 介護保健施設(IV)	夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり	7 /
		□ A ユニット型介護保健施設(IV)	認知症ケア加算	□ 1 なし □ 2 あり	7 /
			若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			ターミナルケア体制	□ 1 なし □ 2 あり] /
			栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 あり] /
			療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり] /
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ] /
			認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算I	_
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり	J /
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり	J /
			生產性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	_
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算I □ 5 加算II □ 7 加算II	_l /
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 8 加速1 □ 5 加速1 □ 2 加速Ⅲ □ 7 加準1 □ 8 加準Ⅱ □ 9 加準Ⅱ □ A 加準Ⅳ □ B 加準V(1) □ C 加準V(2) □ D 加維V(3) □ E 加準V(4) □ F 加準V(5) □ G 加準V(6) □ H 加準V(7) □ J 加準V(8) □ K 加準V(9)	/
				□ L 加算V(10) □ M 加算V(11) □ N 加算V(12) □ P 加算V(13 □ R 加算V(14)	
			介護職員等特定処遇改善加募	日 1 なし 日 2 加算I 日 3 加算I	<u>-</u> //
			介護職員等ペースアップ等支援加算	□ 1 % □ 2 % !	<u> </u>

				夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	
				M = 0 + 0 - 1 7 M = 0 1 7	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	□ 2 あり	1 /
				職員の欠員による滅算の状況	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士		1 /1
				ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	1 /1
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		1 / 1
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		1 / 1
				夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
				認知症ケア加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		1 / 1
				送迎体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	1 / 1
				口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
				療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
22	短期入所療養介護	□ 1 介護老人保健施設(I)	口 1 基本型	認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算፤ □ 3 加算፤	1	1 / 1
		ロ 2 ユニット型介護老人保健施設(I)	口 2 在宅強化型	生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	1	1 / 1
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ	1	1 / 1
1				併設本体施設における介護職員等特		1	/
1				走処遇改善加算Ⅰの届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		1 / I
			1		□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ □ 7 加算Ⅰ	1	1 / 1
					□ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ □ B 加算Ⅴ(1)		1 / 1
					□ C加算V(2) □ D加算V(3) □ E加算V(4) □ F加算V(5)		1/ 1
				介護職員等処遇改善加算	□ G加算V(6) □ H加算V(7) □ J加算V(8) □ K加算V(9)		1/ 1
					□ L加算V(10) □ M加算V(11) □ N加算V(12) □ P加算V(13		$\pm I$
					□ R加算V(14)		1/ 1
				企業聯島等特定如邁改善加等	ロ 1 たし ロ 2 m等L ロ 3 m等L		1/ 1
				会議職員等ペースアップ等支援加算	D 1-24 D 2-34	1	V 1
				夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	
					□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	2 あり	1 /
				職員の欠員による減算の状況	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士		1 /1
				ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	1 /1
				高齢者虐待防止措置実施の有無	口 1 減算型 口 2 基準型	1	1 / 1
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	1	1 / 1
				夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 / 1
				リハヒ リテーション提供体制	□ 1 言語聴覚療法 □ 2 精神料作業療法 □ 3 その他	1	1 / 1
				認知症ケア加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 / 1
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
1				送迎体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	/ I
1				特別療養費加算項目	□ 1 重症皮膚溃瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導	1	1 / I
			1	療養体制維持特別加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 / 1
			1	療養体制維持特別加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 / 1
22	短期入所療養介護	□ 5 介護老人保健施設(I)		口腔連携強化加算	□ 1 なL □ 2 あり	1	/ I
1		□ 6 ユニット型介護老人保健施設(II)		療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	/ I
		□ 7 介護老人保健施設(Ⅲ)	1	認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	1	1 / I
1		□ 8 ユニット型介護老人保健施設(II)		生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加如I □ 3 加如I	1	/ I
1				サービス提供体制強化加算	□ 1なし □ 6加算Ⅰ □ 5加算Ⅱ □ 7加算Ⅲ	1	1 / I
1				併設本体施設における介護職員等特		1	/
1			1	走処遇改善加算 1 の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
					□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算 Ⅲ □ 7 加算Ⅰ	1	/
1			1		□ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ □ B 加算 V(1)		/
					□ C 加算V(2) □ D 加算V(3) □ E 加算V(4) □ F 加算V(5)		1 / I
			1	介護職員等処遇改善加算	□ G加算V(6) □ H加算V(7) □ J加算V(8) □ K加算V(9)		<i> </i>
1			1		□ L 加算V(10) □ M 加算V(11) □ N 加算V(12) □ P 加算V(13		1/ 1
1			1		□ R 加算V(14)		1/ 1
				介護聯員等特定如果改善加算	日 十九 日 2 加算上 日 3 加算工		1/
				介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ペースアップ等支援加算	日 1-3-6 日 2-2-2-1 日 3-2-2-1 日 1-3-6 日 2-3-9		/

		夜間勤務条件基準	ロ 1 基準型 ロ 6 減算型 ロ 1 なし	/
		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 2 あり □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士	-/I
		ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	71
		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	71
		業務継続計画策定の有無	口 1 減算型 口 2 基準型	/
		夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり	/
		認知症ケア加算	□ 1 なし □ 2 あり	
		若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり /	
		送迎体制	口 1 対応不可 口 2 対応可	
		口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり	
		療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	
□ 22 短期	□ 9 介護老人保健施設(IV)	認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	
	□ A ユニット型介護老人保健施設(IV)	生產性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加鲜I □ 5 加鲜I □ 7 加鲜Ⅲ	
		併設本体施設における介護職員等等 完処遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なL □ 2 あり	
		介護職員等知遇改善加算	□ 1 なし □ 5 加算士 □ 5 加算士 □ 2 加票車 □ 7 加算Ⅰ □ 8 加算□ □ 9 加第Ⅱ □ A 加算W □ B 加算V(1) □ C 加算V(2) □ D 加加V(3) □ E 加加 V(4) □ C 加算V(6) □ H 加算V(7) □ J 加用V(8) □ K 加算V(9) □ L 加算V(10) □ M 加用V(1) □ N 加用V(12) □ P 加算V(13) □ R 加度V(14)	
		介護職員等特定処遇改善加算	日 1なし 日 2加算1 日 3加算日	
		介護職員等ベースアップ等支援加算	日 なし 日 2 あり	

				夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	
					□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	□ 2 あり	1 /
				職員の欠員による減算の状況	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士		1 /1
				ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	1 /1
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	1	1 / 1
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		1 / 1
				夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
				在宅復帰·在宅療養支援機能加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	1	1 / 1
				送迎体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	1 / 1
				口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 / 1
D 2	介維予防短期入所審養介維	□ 1 介護老人保健施設(I)	口 1 基本型	療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
	71 BAL 3 (4371E7437 4771 BAL 24, 31 BAL	ロ 2 ユニット型介護老人保健施設(I)	口 2 在宅強化型	認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算I	1	1 / 1
			- 11 0381012	生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	1	1 / 1
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算I □ 5 加算I □ 7 加算II	1	1 / 1
				併設本体施設における介護職員等特		1	1 / 1
				完処遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
					□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ □ 7 加算Ⅰ	-	1 / 1
					□ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ □ B 加算Ⅴ(1)		1 / 1
					□ C加算V(2) □ D加算V(3) □ E加算V(4) □ F加算V(5)		1 / 1
				介護職員等処遇改善加算	□ G 加算V(6) □ H 加算V(7) □ J 加算V(8) □ K 加算V(9)		1/ 1
					□ L 加算V(10) □ M 加算V(11) □ N 加算V(12) □ P 加算V(13)	1/ 1
					□ R 加無V(14)	<u> </u>	1/ 1
				<u>企業聯員等特定知過改善加算</u>	日 十なし 日 2 加算1 日 3 加算1	•	1/ 1
				企振勝員等ペースアップ等支援加等	B 1 %		V I
				夜間勤務条件基準	□ 1 基 準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	
					□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	□ 2 あり	1 /
				職員の欠員による滅算の状況	口 5 理学療法士 口 6 作業療法士 口 7 言語聴覚士		1 /1
				ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	1 /1
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		1 / 1
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	1	1 / 1
				夜勒職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 / 1
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 / 1
				关迎体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	7	1 / 1
				特別療養費加算項目	□ 1 重症皮膚溃疡管理指導 □ 2 薬剤管理指導	1	1 / 1
				療養体制維持特別加算Ⅰ	□ 1 なL □ 2 あり	1	1 / 1
				療養体制維持特別加算Ⅱ	ロ 1 なし ロ 2 あり		1 / 1
D 2	介護予防短期入所療養介護	□ 5 介護老人保健施設(II)		口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		1 / 1
		□ 6 ユニット型介護老人保健施設(II)		療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	1 / 1
		□ 7 介護老人保健施設(Ⅲ)		認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		1 / 1
		□ 8 ユニット型介護老人保健施設(II)		リハヒ'リテーション提供体制	□ 1 言語聴覚療法 □ 2 精神科作業療法 □ 3 その他	1	1 / 1
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	*	1 / 1
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ	1	1 / 1
1				併設本体施設における介護職員等特		1	<i> </i>
1				定処遇改善加算Ⅰの届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		1 / I
1					□ 1 なし □ S 加算Ⅰ □ S 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ □ 7 加算Ⅰ	1	1 / I
1					□ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ □ B 加算Ⅴ(1)		1 / 1
				A SEEDING TO AN AREA TO A SEEDING AND AREA	□ C加算V(2) □ D加算V(3) □ E加算V(4) □ F加算V(5)		<i> </i>
1				介護職員等処遇改善加算	□ G加算V(6) □ H加算V(7) □ J加算V(8) □ K加算V(9)		<i> </i>
1					□ L 加算V(10) □ M 加算V(11) □ N 加算V(12) □ P 加算V(13)	1/ 1
					□ R加算V(14)		1/ 1
1				介護職員等特定知遇改善加算	다 1 なし - 日 2 加算 - 마 3 加算 표	1	1/
				介護職員等ペースアップ等支援加算	日 1 &L - 日 2 あり	1	V 1
-			•	-			

			夜間勤務条件基準		1 基準型		減算型				□ 1 なし	
			職員の欠員による滅算の状況		1 なし		医師		3 看護職員	□ 4 介護職員	□ 2 あり	/
			職員の大員による減算の仏光		5 理学療法士		作業療法	± 0	7 言語聴覚士			1 /1
			ユニットケア体制		1 対応不可		対応可					1 / 1
			高齢者虐待防止措置実施の有無		1 減算型		基準型					1 / 1
			業務継続計画策定の有無		1 滅算型		基準型					1 1
			夜勤職員配置加算		1なし 口	2 5						1 / 1
			若年性認知症利用者受入加算		1なし 🗆	2 あ					1	1 / 1
			送迎体制		1 対応不可		対応可					1 / 1
			口腔連携強化加算		1なし ロ	2 5					1	1 / 1
			療養食加算		1なし ロ	2 あ						1 / 1
25	介護予防短期入所療養介護	□ 9 介護老人保健施設(N)	認知症専門ケア加算		1なし 口	2 hui	: 🗆 :	3 加算Ⅱ			1	1 / 1
		□ A ユニット型介護老人保健施設(IV)	生産性向上推進体制加算 ロ 1 なし ロ 2 加草 I ロ 3 加草 I			1	1 / 1					
			サービス提供体制強化加算		1なし ロ	6 加3	: 🗆 !	5 加算Ⅱ	□ 7 加算Ⅲ		1	1 / 1
			併設本体施設における介護職員等 特 完処遇改善加算 I の届出状況		1 なし 🗆	2 あ						/
					1なし 🖽	6 this	H # 1	5 to Str. II	□ 2 加算Ⅲ	□ 7 加算 I		1 / 1
					8 加算Ⅱ		加算Ⅲ		A 加算IV	□ B 加算V(1)		/
			A 417 THA 64 AND 100 THE TAX AND ADD		C 加算V(2)		加算 V (3	0	E 加算V(4)	□ F 加算V(5)		1 / 1
			介護職員等処遇改善加算		G 加算V(6)		l 加算∇(7	()	J 加算∇(8)	□ K加算V(9)		1 / I
1					L 加算V(10)	0 1	/ 加算V(1	1)	N 加算V(12)	□ P加算V(13	y	1 <i>1</i>
1					R 加算V(14)						1/ 1
1			介護職員等特定処遇改善加算	₽	1-4-b D	2 hut	H + H +	3 加賀耳			1	1/ 1
1			介護職員等ペースアップ等支援加算	₽	1-4-b - D	2 8						V I